

平成28年3月16日（水）午前9時開議

議 事 日 程

日程第1 諸般の報告

日程第2 一般質問

○本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

○本日の会議に出席した議員

1番	森 治 久	2番	堀 武
3番	くまがいさちこ	4番	西 岡 一 成
5番	若 園 正 博	6番	庄 田 昭 人
7番	広 瀬 武 雄	8番	松 野 藤 四 郎
9番	広 瀬 捨 男	10番	古 川 貴 敏
11番	河 村 孝 弘	12番	清 水 治
13番	若 井 千 尋	14番	若 園 五 朗
15番	広 瀬 時 男	16番	小 川 勝 範
17番	星 川 睦 枝	18番	藤 橋 礼 治

○本日の会議に欠席した議員（なし）

○欠員（1名）

○本日の会議に説明のため出席した者の職・氏名

市 長	棚 橋 敏 明	副 市 長	早 瀬 俊 一
教 育 長	横 山 博 信	企 画 部 長	森 和 之
総 務 部 長	大 岩 清 孝	市 民 部 長	伊 藤 弘 美
巢 南 庁 舎 管 理 部 長	田 宮 康 弘	福 祉 部 長	広 瀬 充 利
都 市 整 備 部 長	鹿 野 政 和	調 整 監	渡 辺 勇 人
環 境 水 道 部 長	梶 浦 要	会 計 管 理 者	宇 野 清 隆
教 育 次 長	高 田 敏 朗	監 査 委 員 事 務 局 長	西 村 陽 子

○本日の会議に職務のため出席した事務局職員

議会事務局長	広瀬照泰	書記	今木浩靖
書記	島田将志		

## 開議の宣告

○議長（小川勝範君） 皆さん、おはようございます。

会議を始める前に、傍聴者の皆さん方にお礼並びにお願いの御挨拶をさせていただきます。

傍聴者の皆さん方には、早朝から傍聴に御出席をいただき、厚く御礼申し上げると同時に、平素、瑞穂市議会並びに行政に対しても大変御協力いただきましたことを厚く御礼申し上げます。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでございます。

---

## 日程第1 諸般の報告

○議長（小川勝範君） 日程第1、諸般の報告を行います。

3件報告いたします。

1件目は、お手元に配付しましたとおり、本日、議会運営委員会から発委第2号瑞穂市議会委員会条例の一部を改正する条例についてが提出されましたので報告します。

2件目は、お手元に配付しましたとおり、本日、市長から議案第38号瑞穂市教育長の任命について及び議案第39号瑞穂市農業委員会の委員の任命についてが提出されました。これを報告します。

これら3議案については、後日議題にしたいと思います。

3件目は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律附則第2条第2項に基づく改正前の地方教育行政の組織及び運営に関する法律第27条第1項の規定により、平成26年度教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価に関する報告書を教育委員会から受けております。点検及び評価の結果については、順調に達成している事業または達成した事業がほとんどでございます。これらの事業は、今後もおおむね継続的に取り組む方針が示されました。

提出されました報告書については、後日印刷して皆さん方に配付をいたします。

これで諸般の報告を終わります。

---

## 日程第2 一般質問

○議長（小川勝範君） 日程第2、一般質問を行います。

質問の通告がありますので、順次発言を許可いたします。

6番 庄田昭人君の発言を許可いたします。

庄田昭人君。

○6番（庄田昭人君） 議席番号6番 庄田昭人でございます。

おはようございます。

議長のお許しをいただき、一般質問をさせていただきます。

早朝より議会傍聴にお越しをいただきまして、感謝申し上げます。一般質問の持ち時間は1時間です。しっかりと市政をチェックさせていただきます。

この27年も4回の定例会にて質問をさせていただき、それぞれのテーマを持ち、質問をいたしました。27年3月は、希望ある27年度に向けてとしました。27年度中に策定する第2次総合計画について、瑞穂市の最高位に当たる計画です。今後の10年の方向性であり、大切な計画であったからです。平成18年度に策定され、瑞穂市第1次総合計画の検証が必要であり、今後の行財政運営において民意意向への対応とともに、健全性や活性化のほか、民間や地域の力を活用した効率的な事務事業を推進するなど、新しい時代にふさわしい行財政改革を進めていくことが必要であると質問をいたしました。

さらに27年6月は、知恵を絞って未来へ創造とテーマを持ち、1次総合計画から2次総合計画の策定がおくれているのではないかと感じておりました。その後、ひと・まち・しごと総合戦略策定を4カ月で策定することとなりました。総合計画、総合戦略策定計画など、さまざまな計画策定が職員の負担となっていないのかとも質問をいたしました。しかし、この定例会にて総合計画が提案されたことはよかったと感じておりますが、提案の前に、第1章の計画策定に当たっての③に、市民、議会、行政の協働による計画としてあるが、話し合う時間がもう少しあればと感じておりました。

本日の質問は4点、第2次総合計画について、地方創生事業のリンクについて、維持管理計画について、下水道事業施設整備事業についてです。

以下は質問席よりさせていただきます。

第2次総合計画については、平成27年3月議会より、総合計画策定については基本構想を義務づけ廃止直後に行われた自治体アンケート調査では、総合計画策定を約4割が放棄している。その現状は策定の意義が問われたものです。コンサルタントに丸投げされた計画や、計画が財政の負担を生み出してしまったのではないのでしょうか。しかし、6割は必要として2次を策定している。第1次総合計画の検証が必要であり、1次を踏まえて2次への策定ができるものである。この3月議会までに第2次総合計画がスケジュール的に過密であり、果たして完成するのだろうかと思っております。

今回策定された第2次総合計画では、駅周辺の活性化検討会議をつくり、その出発点とする。その他国道21号線の整備、開業医の力をかりられるようなシステムづくり、朝日大学との連携、中山道の整備等を考える。第2次総合計画は財政計画としっかりとリンクさせ、実効性のある計画を持っていきたいと答弁しているが、市長の選ばれるまちとして誇るべき施策はどこにあ

るのか、お伺いをいたします。

○議長（小川勝範君） 早瀬副市長。

○副市長（早瀬俊一君） おはようございます。

庄田議員の御質問の総合計画についてお答えする前に、先般の国勢調査の結果、全国的に人口が減っている中で、瑞穂市は前回に比べて2,414人の増、5万4,364人の人口を数えることができました。全国的に人口がふえているのは、東京圏の周辺、愛知県、福岡県の主な都市部のみでございます。その中、この瑞穂市は名古屋から25分の位置にあり、名古屋市内の一部の地域よりも時間的には名古屋に近いと言ってもよいくらいの利便性のよいまちであります。また、道路状況を見ますと、東海環状自動車道の整備が進み、将来非常に便利なまちになると思います。その中でまちのよいところを発信し、魅力的なまちづくりを進めることで多くの人々が定住し、移住してもらえんことを考えております。

瑞穂市出身の平山浩行さんの「ちょっと気になるまち 岐阜みずほ」の瑞穂市のPRポスターやプロモーションビデオは、外から見た瑞穂市のよさをPRする一翼を担ってくれると思っております。選ばれるまち瑞穂、誰もが住みたい、住み続けたいまちとは、安全で安心して暮らせるまちであり、便利で快適に暮らせるまちであると考えております。地震があっても液状化は心配されますが、津波などの心配のない内陸の平野部であり、内水排除のための治水事業を引き続き実施し、防災、防犯、交通安全につきましても、今まで以上に充実をさせてまいりたいと思っております。

また、県下では平均年齢の若いまちであります。高齢化もさらに進むと考えております。多くの高齢者の方が健康で健やかに暮らしていただけるよう、地域の皆さんのお力をおかりしながら介護予防事業を進めてまいりたいと思っております。

また、子育てのしやすいまちづくりということで、18歳世代までの医療費の無料化、未滿児保育の備わった施設の整備、放課後児童クラブなどの充実を進めてまいります。さらには教育の環境を整えるとともに、地域に根差した質の高い教育を目指してまいります。

どちらにしましても、今ある地域固有の資源を見直し、「ちょっと気になるまち 岐阜みずほ」「若さあふれるまち瑞穂」「おしゃれなまち瑞穂」を全国に売り出し、将来を見据えた持続可能なまちを皆様の協力をいただきながらつくり上げてまいりたいと思っております。

また、人口問題について少し追加させていただきますと、瑞穂市の人口増は残念ながらこの周辺市町村からの転入によるもので、周辺市町村の人口を含めると人口減少社会に入ってしまったと考えたほうがよろしいかと思っております。広域で取り組んでいる事業の瑞穂市の果たす役割、責任、財政負担も重くなるようなことが予想されます。市民の皆さんが安心して暮らしていただけるように全力を傾注してまいりたいと思っておりますので、よろしくお伺いをいたします。

〔6番議員挙手〕

○議長（小川勝範君） 庄田昭人君。

○6番（庄田昭人君） ただいまの答弁の中では、国道21号線や開業医、また大学との連携、整備等々の計画について具体的ではなかったもので、今後またさらにここは追及をさせていただきたい。誇れるまち、若さあふれるまちとして、しっかりと考え方、また施策を示していただきたいものであります。

地方創生事業は、知恵を絞って地方を元気にしていかなければなりません、ひと・まち・しごと総合戦略策定は、平成27年6月時点では策定を実施しないということでありましたが、近隣市町の状況を考え、つくれるものであればつくっていききたいというふうに変更させていただきましてと答弁していますが、年度当初に総合戦略策定計画を行わないということでした。企画部の仕事量が増大し、人件費の補正予算の増額が必要であったのではないのでしょうか。国勢調査もあったり、大変であったと理解はできるが、人事配置がうまくなかったのでは。今、1年前の判断として、国の施策である総合戦略策定計画を策定しないと判断したのはどうだったのか、確認をさせていただきます。

○議長（小川勝範君） 森企画部長。

○企画部長（森 和之君） 庄田議員さんの、瑞穂市の総合戦略を10月末までに策定できないと、当初、昨年6月11日の全員協議会の資料から総合計画の策定の時期を平成28年3月とすることから始まったというふうに理解をしております。

本市では、第2次総合計画策定と総合戦略の策定というものを、庄田議員さんの御指摘でもある整合性を重視してという観点から平成28年3月を当初から予定しておりました。こちらについては、部長会でも報告をしております。

昨年の4月に国から上乘せ交付金タイプⅠ、タイプⅡという通知がございました。詳しい説明会は、5月18日に中部ブロックの説明会がございました。その後、6月5日はタイプⅠ、タイプⅡの事業の申請の期日の通知が来ました。その通知には、タイプⅠの事業計画は8月15日までに、タイプⅡの事業計画は7月末までに国のほうに申請ということで、タイトなスケジュールになっておりました。本市のスケジュール等も考え、タイプⅠというのは総合戦略の策定なしでも交付申請が可能というものになっています。また、タイプⅡは27年10月までに総合戦略の策定が必要という条件で、7月末までにこのタイプⅡの事業計画を提出するということがこの時点で大変タイトであったということから、タイプⅠに絞って実行していくというような判断をした次第でございます。

さらに今年度を振り返りますと、先ほど御質問でもございましたが、昨年の5月から6月の状況は、7月に販売しましたプレミアム商品券の発行事務の調整が6月にずれておったり、並行して進めておりました地方創生先行型事業、12事業の企画と実行の実施のスケジュールが6月にずれ込んでいました。8月、9月、10月の予定も目いっぱいということで、その1つには、

第2次総合計画策定の中で市民参画を取り入れるために、市民検討会議を8月から9月にかけて行う予定、またことしの1月に実は行いました校区别の地域別懇談会も、当初は10月に行く予定で進めていました。もう1つは、先ほども御質問にございました10月1日から行われます国勢調査が8月末から9月にかけて調査員さんの説明会、さらに10月からは調査票の点検作業なども考えるととても厳しい状況ということでございます。

この時点で、岐阜県下で15から16の市町が10月までには策定しないという方針でした。そのような状況の中、6月11日の全員協議会の後、市長と協議をし、総合戦略策定の時期を10月とする指示を受けて、策定に向けて過密なスケジュールで変更して進めてきたものになります。議会の皆様への説明は8月21日、全員協議会でタイプⅠ、タイプⅡの事業を説明したのになります。その間、8月からは人事異動で職員を1名増員して対応に当たりましたが、それでも追いつかず、時間外勤務がふえたというものになります。御理解のほどよろしく願いをいたします。

[6番議員挙手]

○議長（小川勝範君） 庄田昭人君。

○6番（庄田昭人君） タイプⅡの時間がタイトであったということは大変理解ができますが、このように今回策定がされ、進んでいることも本当に職員の方々の努力の成果だと感じております。

また、その後、第2次総合計画のまち・ひと・しごと創生総合戦略策定の必要性と交付金を活用すべきと質問したが、1つ目の質問の総合計画との整合性や持続可能な提案とお願いをしましたが、どのような形になったのか、お伺いをいたします。

○議長（小川勝範君） 森企画部長。

○企画部長（森 和之君） まち・ひと・しごと総合戦略は、今年度を含めて5年間の計画で作成したものでございます。その施策の1つで説明させていただきますと、例えば上乗せ交付金事業タイプⅡとしまして、空き家の状況調査でございます。悉皆調査で実施しており、当初の想定では空き家は1,100軒ぐらいを見込んでおりましたが、机上の調査では現在1,900軒と想定より多くなっています。現在、最終の現地確認を行っており、できる限り把握に努めて空き家の集計表を作成いたします。本年度この取り組みを行った後、PDCAサイクルに基づき、次年度以降の見直しすべき内容を精査し、本来の取り組みの目的である空き家の利活用に向けた展開を進めてまいります。

この事業とリンクをしているのが加速化交付金事業の圏域応援ステーション事業、穂積駅の活性化事業と駅周辺の空き家の利活用を今後行うものになります。

御質問の第2次総合計画の整合性につきましては、第2次総合計画の基本計画において、地方創生事業には「創」という字をつけております。これらの取り組みは、重点施策としても位

置づけております。総合戦略事業の評価、検証により事業の内容が変更になり、見直しになった場合には、総合計画の実施計画の見直しを行い、その見直しにおいて必要があれば、総合計画の基本計画まで修正するものになります。第2次総合計画と総合戦略は一体的なものとして取り扱い、しっかりと整合するように考えております。

[6番議員挙手]

○議長（小川勝範君） 庄田昭人君。

○6番（庄田昭人君） ただいま答弁の中に、地方創生加速化交付金について触れられましたが、一億総活躍社会の実現に向けて緊急に実施すべき対策において位置づけられた先駆性のある取り組みにより、地方創生加速化交付金についてどのようになっているのか、お伺いをいたします。

○議長（小川勝範君） 森企画部長。

○企画部長（森 和之君） 地方創生加速化交付金については、現在、瑞穂市のほうで単独で2事業、広域で1事業を申請しております。

まず1つの事業は、昨年11月に上乘せ交付金タイプI事業として国から採択をされました民間施設を活用した地域の活性化拠点事業となります。これにつきましては、昨日の一般質問でもお答えしておりますので簡潔に御説明しますと、加速化のスキームは、瑞穂市特有の懸案事項である子育ての環境の充実として、子育ての交流を主眼とした拠点機能の強化を図るものになります。

次に、圏域の応援ステーション、穂積駅圏域拠点化構想想定事業として申請をしておりますものにつきましては、穂積駅の利用者は、揖斐川、長良川に挟まれたこの圏域であり、おおむね15万人となっています。さらに、ここは岐阜圏域と西濃圏域が重なり合って複雑になっています。昨年の12月に国から総合戦略の改訂版が出されました。7項目の改定がありますが、その4項目めに、新たな枠組み、新たな担い手、新たな圏域づくりというものがあります。このような事業は、多様な圏域づくり、穂積駅を中心とするこの圏域の活性化に取り組む事業となっています。この事業は、当市の長年の重要な課題である駅周辺の活性化に向けた取り組みで大変厳しいものとなると思いますが、市民アンケートや市民検討会議、有識者会議などから多くの意見、御提案をいただきました。空き家において何かお店が一つできたり、バスターミナルやパーク・アンド・ライド、キス・アンド・ライドというような整備で何か一つでも活性化に向けた取り組みができればと思っています。以上で答弁とさせていただきます。

[6番議員挙手]

○議長（小川勝範君） 庄田昭人君。

○6番（庄田昭人君） 地方創生加速化交付金について、ただいま大切な答弁がありましたが、盛りだくさんの答弁で書き切れませんでした。また、今後確認をさせていただき、進めさせて



いただきたいと思います。子育ての拠点、駅周辺について、今度も市民の期待があるところがあります。よろしくお願ひしたいと思ひます。

また総合計画に戻りますが、総合計画の中でのふるさと納税については、新しい歳入を確保するとあるが、どのような確保を考えているのか、お伺ひをいたします。

○議長（小川勝範君） 森企画部長。

○企画部長（森 和之君） 第2次総合計画の中で歳入の確保としまして、ふるさと納税の推進を上げていますが、4月からふるさと納税の拡充策をしているところでございます。こうした制度を利用した新たな財源については、適宜研究や検討が必要と考えています。

御質問の新たな歳入の確保として、公民連携による事業収入としております。例えば企業からの広告収入としまして、ごみ袋に広告募集を考えていたり、またホームページのバナー広告を全て業者委託することで安定な収入を確保したり、実は瑞穂市のホームページで企業向け欄においてネーミングライツの意向調査をしております。そのところ、一、二の企業から問い合わせがあり、今後公共施設の更新時期を迎え、財源の一助になればということを考えて進めるところでございます。また、施設名に企業の名前が入ることから、市民の皆さん方の意向調査をしながらしっかり検討する必要があるというふうに考えております。

〔6番議員挙手〕

○議長（小川勝範君） 庄田昭人君。

○6番（庄田昭人君） では、さらに歳入の確保として、ふるさと応援寄附条例の内容についてはどうなっているのか。また、12月議会にて質問した企業からのふるさと納税については進んでいるのか、確認をさせてください。

○議長（小川勝範君） 森企画部長。

○企画部長（森 和之君） 議案第15号にあります瑞穂市ふるさと応援寄附条例の改正案で、女性のくらし彩るまちづくりというものを追加させていただきました。これは、男女共同参画の推進や平成27年8月に成立をいたしました女性活躍推進法など、女性の生活を支援し、社会情勢に注目し、瑞穂市が進める男女共同参画事業や女性の活躍を支援するような事業を全国に発信し、これに賛同していただける方に寄附を募るもので、新たな財源とするように考えております。

もう1点の企業版ふるさと応援寄附の進捗状況ですが、企業版ふるさと応援寄附については、地方再生法の認定が必要ということで、地域再生計画に掲げられたものが対象となるということで、現在税制改正後の概要を待っているところですが、現在の状況では、市内の企業向けの返礼品としてリストアップをしております。市内には、企業向けの返礼品が結構たくさんございます。トイレットペーパーなどの紙製品やプラスチック製品が期待されるところです。また、企業が社員への福利厚生という点から、アユのつかみ取りとかアユ料理、地域の活性化であるボウリング場で、マイボール、マイシューズ、マイバックというものもお礼に加える予定で進

めておりますので、よろしく願いをいたします。

〔6番議員挙手〕

○議長（小川勝範君） 庄田昭人君。

○6番（庄田昭人君） 財政厳しい折でございます。歳入の確保、財政の安定化をまた今後も検討をお願いしたいと思います。

また、今、国際社会の中、庁舎窓口対応では外国の方もふえてきています。以前、外国の方との対応でなかなか窓口では対応できず、困っていたとも聞いています。国際化が進む中において国際交流も予算化されているが、庁舎内にて外国の方への対応は何か国語対応できるのか。また、県や各市町との外国の方への対応連携はどうなっているのかをお伺いいたします。

○議長（小川勝範君） 森企画部長。

○企画部長（森 和之君） まず、瑞穂市の現状について御説明をさせていただきます。

瑞穂市は、平成27年12月現在で1,844人の外国人の方がお住まいになっております。フィリピンの方が617人、中国の方が576人、ブラジルの方185人、ベトナムの方159人、韓国の方が131人というふうになっております。

市では、窓口対応として、中国の方に専門的に話せるような補助職員を福祉部に配置したり、他の部署でも、中国語の通訳が必要となった場合には協力できるような体制が整っております。職員では、英語はもちろんですが、スペイン語、ポルトガル語、中国語の日常会話ができたり、筆談を交えた対応が窓口でできるということになっていきます。また、来年度採用の者には、フランス語を話せるような者もおったと思います。

そのほか言語に対してですが、平成22年から岐阜県の事業でトリオフォンというものがございます。このサービスは、来庁者が専用電話に電話をし、県の相談員に用件を伝え、県の相談員が市の担当者に電話をつなぎ、3人で同時に話せるような仕組みがございます。このようなサービスも今後利用して対応していきたいというふうに考えております。

〔6番議員挙手〕

○議長（小川勝範君） 庄田昭人君。

○6番（庄田昭人君） 第2次総合計画について、地方創生事業とのリンクについてと重ねて質問をさせていただきました。また今後、いろいろな窓口対応についてもしっかりとお願いをしていきたいと思っております。

質問を変えさせていただきます。3番目の維持管理計画についてを質問させていただきます。

高度成長期とともに公共施設や道路など、インフラが急速に整備され、今、更新、維持、長寿命化が必要となっております。老朽化による事故は社会問題となっており、人口減少に伴い財政も厳しい時代がやってまいります。財政負担の軽減、平準化を考え、瑞穂市でも各部、教育委員会などでもさまざまな維持管理計画が策定されているが、インフラである道路、水道、公

共施設など計画策定するには費用を使用し、毎年の予算査定にて先送りされ、また数年後には費用を使い、計画を見直す、こんなことがないような、全体的につなぎ合わせて調整するような計画が必要でないのかをお伺いさせていただきます。

○議長（小川勝範君） 大岩総務部長。

○総務部長（大岩清孝君） おはようございます。

平成26年度に作成いたしました瑞穂市公共施設白書にもありますように、当市の公共施設でございますが、昭和43年度から昭和55年度のころにかけて、その多くが整備をされました。築年数が30年を超える建築物も全体の約半分を占めており、ちょうど大規模改修を行う時期と重なっております。財政が逼迫している中、改修せざるを得ない状況に直面しているため、まずはどの施設を優先的に改修すべきかを公平な目で見る必要がございます。そのため、今年度には公共施設マネジメントの実施に向けて、瑞穂市公共施設等総合管理計画を策定し、今後の公共施設等の維持管理のあり方について基本的な方針を定めました。

今後はこれらをもとに公共施設の量や質を当市に見合ったものとするため、建物の劣化状況を把握するほか、利用状況や経費も含めた評価を行い、今まで策定してきた改修計画も踏まえまして、管理の方向性を決めていきたいと思っております。これにより施設等の長寿命化などの保全方針や保全する施設の優先順位づけ、保全に係るコストの試算が可能な公共施設の個別計画ができ上がります。今後も引き続き公共施設マネジメントを着実に進めてまいります、その方法としまして、改修等の計画、実行、それらに関する分析と評価、計画の修正とローリングを繰り返してまいります。市全体の建物、インフラを対象として実態把握し、今後の改修、保全を進めてまいりますので、よろしく願いいたします。

〔6番議員挙手〕

○議長（小川勝範君） 庄田昭人君。

○6番（庄田昭人君） 12月議会において、巢南庁舎3階の利用についてを質問いたしました。

ただいま答弁された実態把握の中で、巢南庁舎の中の維持管理計画はどのようになっているのか、確認をさせていただきます。

○議長（小川勝範君） 巢南庁舎管理部長 田宮君。

○巢南庁舎管理部長（田宮康弘君） おはようございます。

それでは、私からは巢南庁舎について答弁させていただきます。

12月の答弁と同じような格好になるかもしれませんが、御勘弁をいただきたいと思っております。

巢南庁舎の維持管理計画につきましては、今までの調査資料等をもとにしまして、自前で個別の維持管理計画を作成しております。巢南庁舎は昭和62年の竣工となりまして、30年が経過しようとしております。一般的には30年で大規模改修が必要というふうに言われております。今までにも屋上防水、空調機や受電設備等を改修しておりますけれども、外壁や照明、また各

種防水等は行っておりませんので、5年以内には大規模改修が必要であると考えており、総合管理計画や財政と調整しながら実施していきたいというふうに思っております。

また、庁舎3階の利用等につきましては、現在も検討を加えてはおりますが、完全閉庁方式や建物の構造のこともありまして、現在妙案がなかなか浮かんでこないという実態がございます。組織改革の際までには結論を出す必要があると考えておりますので、また皆様もいい案がありましたら御提案をいただければと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。以上でございます。

〔6番議員挙手〕

○議長（小川勝範君） 庄田昭人君。

○6番（庄田昭人君） 巢南庁舎は30年たち、大規模な改修が必要である。また、3階の利用は今現在大変少なくなっておりますが、その部分についてはしっかりとまたよい案を出して進めたい。無駄のない行政運営をお願いしたいと思います。

また、これまでインフラでは、今後予想される人口減少したときの維持や補修など、管理計画や都市化の中で必要であるが、将来の維持をしていくことは必要経費が膨らんでいくこととなっていると考えます。さらに、維持ではなく減らすべき考えはあるのか、お伺いをいたします。

○議長（小川勝範君） 鹿野都市整備部長。

○都市整備部長（鹿野政和君） 庄田議員の御質問にお答えします。

我々、市道として約500キロ、それから2メートル以上の橋600橋を管理しておるわけなんです。先ほど議員言われましたように、全国的には高度成長期に集中的に整備された道路等の老朽化が進行しておりまして、建設後50年以上経過する道路構造物が増加することに伴いまして、国におきましては、平成19年度に長寿命化修繕計画策定事業が創設されまして、当市でも平成24年度に市内にあります橋の長さが15メートル以上の橋梁34橋につきまして、橋梁長寿命化修繕計画、30年計画になります。これを策定し、平成26年度には市道のうち、1級と2級の道路、計61.5キロの舗装修繕計画、これは10年間になりますけど、これを計画策定しております。

国におきましては、平成25年11月にインフラの長寿命化基本計画が策定されまして、各インフラの管理者である国や地方公共団体の各機関は本基本計画に基づき、維持管理、更新等を着実に推進するための中期的な取り組みの方向性を明らかにするインフラ長寿命化計画を策定することとしており、さらに当計画に基づき、個別施設ごとの長寿命化計画を策定することとなっております。

また、平成24年12月2日には、中央自動車道で発生しました笹子トンネルの天井板落下事故を契機にしまして、平成25年6月に道路法が一部改正され、市内にあります橋の長さ2メータ

一以上の橋梁597橋についても5年に1回の点検が義務づけられまして、この点検結果をもとにまた新たに橋梁長寿命化修繕計画を策定することとなります。

これらの計画は、今後高齢化するインフラ構造物に対応するため、従来の事後的な修繕やかけかえ、建てかえから予防保全的観点による修繕計画及び計画的なかけかえ、建てかえに政策転換することを図りながら、インフラ構造物の長寿命化及び修繕、かけかえ、建てかえに係るコストの縮減及び平準化を図りつつ、地域のインフラ構造物の安全性・信頼性を確保することを目的に策定したものでありまして、この計画に基づき、長寿命化及び修繕工事を実施してまいりたいと考えております。

これらの計画、修繕工事につきましては、国の手当てがございます。社会資本整備総合交付金事業、これらの事業対象になりますので、当交付金を利用しながら着実なインフラ施設の管理を実施するとともに、経費縮減を図っていきたいと思っております。

具体的に議員の結論から申しますと、なかなか道路や橋が削減、統合ができるのかというのはちょっと難しいかなあというふうには思っております。

○議長（小川勝範君） 梶浦環境水道部長。

○環境水道部長（梶浦 要君） 私どもの水道施設における維持管理計画でございますけれども、平成23年度に3つの水源地を結ぶ基幹管路網及び各集落間を結ぶ幹線管路網更新計画を策定し、平成25年度より順次整備を進めております。また、平成28年度には、水道維持管理計画策定業務を計画しております。瑞穂市内全域の水道施設、水源地及び配水地の維持管理計画を策定し、水道施設全体の更新計画、耐震化を資金計画とあわせて計画的に順次進めていきます。

また、人口の減少における計画につきましては、瑞穂市の総合計画における将来人口の推計値と整合性を図り、水源地の更新計画を計画しております。以上、答弁とさせていただきます。

[6番議員挙手]

○議長（小川勝範君） 庄田昭人君。

○6番（庄田昭人君） 都市管理課、下水道課も今聞いているだけでもさまざまな計画が策定される。計画、計画、計画というようなことであります。

しかし、先ほども公共施設管理計画という言葉が出てまいりましたが、その中においてもやはり大事なものは、全体的につなぎ合わせて調整するような場や会議が必要ではないかと私は考えますが、副市長はどのようにお考えでしょうか。

○議長（小川勝範君） 早瀬副市長。

○副市長（早瀬俊一君） 公共施設管理計画につきましても、順次計画が進みつつありますので、全体を内部で調整し、また皆さんに御相談ができるようにしていきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

[6番議員挙手]

○議長（小川勝範君） 庄田昭人君。

○6番（庄田昭人君） 巢南庁舎、また今年度の質問の中に総合センターの2階についてもまだ利用が少ないということで質問をさせていただきましたが、先ほども言われましたが、よい案を、また英知を絞ってその案を示していただきたいというふうに考えております。

また、質問を変えさせていただきます。

下水道事業施設整備事業について、平成28年度予算にも計上してある下水道事業施設整備事業について、平成27年3月に地元自治会から厳しい意見があり、白紙撤回についてどのように理解をしていただくために、説明と意見についてどう考えていくのかと質問をいたしました。

答弁では、牛牧小学校の増設計画に伴う道路改良計画協議と時期的に重なったこともあり、下水処理場候補地の問題と混同されることを危惧して、地元自治会への交渉を控えていたと答弁しています。第2次総合計画についても重点施策であり、平成28年度から調査となっているが、地元への説明や理解をいただくための考えはあるのか、お伺いをいたします。

○議長（小川勝範君） 梶浦環境水道部長。

○環境水道部長（梶浦 要君） 地元への御説明、御理解をいただく考えはあるのですかという御質問ですが、今日まで説明の機会をいただけるよう、地元自治会長さんを通してお願いをしてまいりましたが、その機会をいただくことができませんでした。そのため、地権者の方を初め地元の方からいろいろな御意見や御質問があることは聞いております。これら一つずつお聞きしながら、御質問、御指摘に対しお答えできる機会を計画していきたいと考えています。まずは、反対、賛成の議論ではなく、お聞きすることから始めさせていただきたいと考えております。

[6番議員挙手]

○議長（小川勝範君） 庄田昭人君。

○6番（庄田昭人君） 地元への説明が理解をいただくためにということで、しかし機会をいただけなかったという答弁であります。それは、何かまだ理解をいただくための準備、もしくは地元の皆さんの意思がまだまだ聞くということにはなっていなかったのではないか。そのためには、理解をいただくためには、28年度予算の中に見えていないが、私も思うのは、賛成、反対ではなく、お聞きをするという答弁をされましたが、そのお聞きする機会のために予算が必要ではないでしょうか。そのことについては、今の施設が他市町にどんな施設であるのかとか、まずは御理解をいただくための行政としての誠意をやっぱり予算としてつけなければならないと思いますが、どのように感じておりますでしょうか、お伺いをいたします。

○議長（小川勝範君） 梶浦環境水道部長。

○環境水道部長（梶浦 要君） 地元の方々の御理解を得るために、まずは懸念してみえます処理場施設の臭気の問題やら景観の問題、こういった点について御理解いただくために、他市町

の処理場施設を見ていただく、そういった機会のためにバスの借り上げ料、もしくはお茶代等の予算化を計上しております。

[ 6 番議員挙手 ]

○議長（小川勝範君） 庄田昭人君。

○6 番（庄田昭人君） しっかりと地元への御理解をいただくためにお願いをしていただきたいと思います。大切な公共下水道施設であります。このことについては、しっかりと前進をお願いしたいと思います。

また、その前進であります、この定例会での市長所信表明の中にこの事業の説明がなかったことは残念であるが、今までの発言、行動の中でこれからどのように進めるのか、お伺いをいたします。

○議長（小川勝範君） 梶浦環境水道部長。

○環境水道部長（梶浦 要君） 今後につきましては、下水道推進特別委員会の中でも申し上げましたとおり、まずは第 1 期事業計画の申請を進めていきたいと考えております。

ところが、処理場用地の取得に当たっては、この計画であります、そのためには地元地権者の御理解がなくては進むことができません。先ほど申し上げましたとおり、まずは一人でも多くの地元の方、地権者の方との話し合いの機会を設けたいと考えております。

[ 6 番議員挙手 ]

○議長（小川勝範君） 庄田昭人君。

○6 番（庄田昭人君） 大切な事業であるということは、大きな予算を組まなければならない。今後において大きなツケとなるようなことになってはいけません。しっかりと計画を持って進めていく、前進をしていただきたいと思います。思っております。

本日の質問は以上とさせていただきます。また、この 28 年度も、さらに今後もまだまだ人口増加する瑞穂市であります、それにあぐらをかくことなくしっかりとこの 10 年を見据えて、この財政が厳しい折、社会保障費もさらに増大していくことは確実であります。その確実な中で財源確保、さらに無理、無駄のない行政運営をお願い申し上げて、私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（小川勝範君） 6 番 庄田昭人君の質問を終わります。

次に、1 番 森治久君の発言の許可をいたします。

森治久君。

○1 番（森 治久君） 議席番号 1 番 森治久でございます。

議長のお許しをいただきましたので、これより以下 2 点について御質問、さらには御提案をさせていただきます。

1 点目は、大月グラウンド整備計画について、2 点目に穂積駅周辺の活性化についてござ

います。

これよりは質問席にて御質問をさせていただきますので、よろしくお願いたします。

まず1点目に、大月グラウンド整備計画についてお尋ねいたします。

この質問は、先日の若園五朗議員、またほかの方も御質問をされた内容でございますので、重複するところがございますが、御答弁いただけたらと思います。

平成26年3月定例議会において、(仮称)大月陸上競技場整備予算が計画を再度精査、見直しする必要があるとして予算を削る決定がなされ、その後、行政、執行部からは、議会及び市民にその後の詳しい対応、また経緯、経過等が報告、協議される機会もなく2年間に過ぎようとしております。そこで、以下の点についてお尋ねをいたします。

この2年間にいかにお考えになられるのか。現状はどのような状況であるのか。今後どのように取り組んでいかれる予定であるのか。ぎふ瑞穂スポーツガーデン、朝日大学を活用した地域スポーツ活性化を推進する上でも、大月グラウンドはスポーツ、健康増進等の施設として必要不可欠な拠点として重要と考えるが、お考えをお尋ねいたします。

○議長(小川勝範君) 高田教育次長。

○教育次長(高田敏朗君) ただいまの御質問にお答えをいたします。

この2年間にいかにか考えているかということですが、議員おっしゃるとおり、平成26年第1回瑞穂市議会定例会において、瑞穂市の大月運動公園の整備事業が修正減額されております。これを重く受けとめて、平成26年7月から8月にかけて当該土地の整備内容についてパブリックコメントを行い、さまざまな御意見をいただいております。これは、昨日の若園議員のときにも御説明したとおりです。

その後、平成27年度当初予算にパース図の作成委託料を計上いたしまして、改めて検討する予定でしたが、その後、新市長のもと、しばらく時間を置き、考え方を検討いたしましたが、平成28年には全国レクリエーション大会のターゲットバードゴルフの会場として、また平成29年には岐阜県消防操法大会の会場として利用される予定となっているという現在の状況となっております。それにいたしましても、早急に取り組むべき案件の一つであると考えております。

今後どのように取り組んでいくかということについては、平成26年7月に実施したパブリックコメントでの御意見も参考にしながら議会の中で検討していきたいと考えております。瑞穂市にとってどのような活用方法が一番いいのか、幅広く可能性を探るため、教育委員会だけではなく、都市整備部や福祉部、総務部、企画部と連携し、財政状況も考慮しながら新年度進めていきたいと考えております。

また、ぎふ瑞穂スポーツガーデンを活用した地域スポーツ活性化を推進する上で、大月グラウンドはスポーツ健康増進施設として必要不可欠な拠点として重要と考えるかということにつきましては、教育委員会が進める生涯スポーツの推進は、議員御提案のような施設があればス



スポーツ振興や健康増進の拠点となることが十分期待できると考えております。しかし、先ほど述べたように、今後の土地利用については、こうした御意見やパブリックコメント、関係部署等の意見を聞きながら十分検討していきたいと考えておりますので、御理解を願いたいと思います。以上です。

〔1 番議員挙手〕

○議長（小川勝範君） 森治久君。

○1 番（森 治久君） ただいま次長のほうから御答弁をいただきました。

平成28年、新年度ですね。こちらでターゲットゴルフ、また平成29年8月には県の消防操法大会があるという中で、この2つの事業、行事にはこの大月のグラウンドを活用、利用されるということでございます。当然、平成28年、29年で活用するというのであれば、その前の段階で大きく整備が進むということはないという御答弁の内容であると思いますが、いずれにせよ平成26年3月議会において、私も含めてでございますが、全議員が内容を見直し、そして市民の誰からもお認めいただけ、また有意義な施設として利用していただけるような内容に見直すべきではないかということで修正をしたわけでございます。2年ほどがたつ現在でございます。この28年、また早急に新年度にどのような施設を整備することが望ましいのかをしっかりと検討、協議を議会、議員とともにしっかりと協議をしてみたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

また、今御答弁をいただきました大月地区の未利用地の整備方針、今現在ではこれといった具体的な計画はないという御答弁でありました。平成28年度瑞穂市予算において、教育費、保健体育費、保健体育総務費の委託料で、ぎふ瑞穂スポーツガーデンを活用したトップアスリート育成事業の予算計上がございます。このようなスポーツガーデンを活用した事業について、スポーツ面、健康増進面においてもこの大月の未利用地の活用は十分にできるものであり、ぎふ瑞穂スポーツガーデン、朝日大学を活用した事業は、まちの活性化につながるものと考えます。トップアスリートの育成、指導者の育成、交流人口の拡大、さらには市民を中心とした健康づくり、学校、地域連携、子育て支援などにリンクさせたらよいのではないかと考えます。私が考えるようなことであれば、瑞穂スポーツガーデン、朝日大学を活用したトップアスリート育成事業は瑞穂市総合戦略事業に位置づけ、実施するものであると考えますが、そのようなお考えはあるのかなのか、市長にお尋ねいたします。

○議長（小川勝範君） 高田教育次長。

○教育次長（高田敏朗君） 今、御提案いただいた内容については非常にいい内容で、これからスポーツ振興を進めるという上では瑞穂市単独ではなくて、こうしたスポーツガーデンさんのようなトップアスリートを抱えたNPOとの連携をやっぴり綿密にやっていくことによって瑞穂市も活性していくということは考えておりますので、これについても今後検討させていただ

きたいと思っております。以上です。

〔1番議員挙手〕

○議長（小川勝範君） 森治久君。

○1番（森 治久君） 次長のほうから、このような取り組みは大変有意義なことであるという御答弁をいただきました。

私、常々申し上げておりますが、現在どの各小学校もスポーツ少年団の団員が減少しております。このスポーツ少年団の団員が減少している、さまざまな要因があるのかと思います。育成者、親さんですね。親さんがなかなかスポーツ少年団に加入させることによって、大変今厳しい社会情勢の中、働く親さんが、お父さんはもちろんのこと、お母さんが働く中で、子供たちをスポーツ少年団で活動させるということにおいての時間がなかなか持てない。いわゆる先ほど申し上げたように、子育て支援の一環になることを考えれば、スポーツ少年団の団員も、今後またそのような環境が整った中で、子供たちがしっかりとスポーツに打ち込めるような環境整備の改善にもつながっていくものと思います。

また、このような瑞穂スポーツガーデンを活用したトップアスリートの育成事業ですね。このような活動が推進され、市民の皆さんがさまざまなスポーツにおいて、市民の皆さんの大切な施設、財産でございます。そのような施設が市民の皆さんに公平・公正に活用、利用していただけるよう、施設管理、運営のほうをよろしくお願い申し上げ、次の質問に移らせていただきます。

2点目に、穂積駅周辺の活性化について御質問をさせていただきます。

政府は、昨年12月に地方創生総合戦略2015（改訂版）を策定し、その改定によると日本の人口の減少幅が拡大し、合計特殊出生率も9年ぶりに低下した。年間出生数も100万人で過去最低となっている。東京圏への転入超過は1万3,000人ふえ、約11万人となって3年連続でふえ、東京一極集中がさらに加速化している。地方経済は雇用において改善が見られるものの、消費は伸びておらず、地域にばらつきが見られ、人手不足が深刻化している。地方版総合戦略も2016年度は具体的な事業を本格的に推進する段階へ入っていくもので、新たな目標として、公共交通、駅の利便性の高いエリア、圏域の居住人口の増加数を追加し、新たな、多様な圏域づくりに取り組むものとしている。地方創生総合戦略2015（改訂版）に歩調を合わせた圏域居住民の人口増加、転出抑制を目的に上げた穂積駅の活性化に向けた取り組みについては大変価値がある評価で、できる取り組みであると言えます。

そこで、圏域応援ステーションについてお尋ねをいたします。

穂積駅の利用圏域はどのエリアまで考えているのか。また、その利用圏域の人口と現在の穂積駅周辺の現状と課題をどのように考えているのか、お尋ねをいたします。

○議長（小川勝範君） 鹿野都市整備部長。

○都市整備部長（鹿野政和君） 森議員の御質問にお答えさせていただきます。

平成25年度に岐阜県地域公共交通協議会によりまして、広域バス路線及び乗り継ぎ拠点に関する調査が行われ、穂積駅利用者を対象にしたアンケートが実施されております。

このアンケートによりまして、瑞穂市以外の利用者は、おおむね本巣市、北方町、大野町、安八町、それから旧の墨俣町にお住まいの方でございました。この5市町の人口は、本年2月1日現在で9万7,289人でございます。この人口と瑞穂市の5万3,000人を含めまして、市が今計画しております地方創生の加速化交付金事業で穂積駅圏域拠点構想策定事業を進める中では、圏域を15万人の中心駅として位置づけておるところでございます。

現在の穂積駅周辺の現状と課題についてでございますが、まず市外から穂積駅へ乗り入れている路線バスは、岐阜バスの大野・穂積線1路線がございます。このバスは、大野町役場西側にあります大野バスセンターを出発しまして、本巣市のモレラや北方町の北方バスターミナルを経由いたしまして、穂積駅の南口に乗り入れています。平日は1日に10本が運行されております。始発便の穂積駅到着時間は朝7時台、それから最終便の出発時間が21時台ですので、通勤・通学には増便が望まれるところがございますし、駅北口へ乗り入れることによりまして通勤・通学の短縮が図られることとなります。

また、駅周辺の道路幅員につきましては、非常に幅員が狭く、歩行者、自転車の通勤・通学者には危険な状態でありまして、駅への送迎車による渋滞を引き起こしているところがございます。駅北側にもバスを乗り入れるには、アクセス道路や北口広場が十分ではありません。バスの本数が少ないこともありまして、送迎車が多くなる原因の一つであります。駐車スペースが少ないことも渋滞の原因と考えております。このため、駅前広場を含めた駅周辺の基盤整備と駅へのアクセス機能を強化することが必要であると考えております。

〔1番議員挙手〕

○議長（小川勝範君） 森治久君。

○1番（森 治久君） ただいま都市整備部長のほうから、さまざまな取り組みのあり方ですね。問題、課題等をお示しいただいた中でお話しいただきました。

それでは2点目に、第2次総合計画（基本構想・基本計画）における駅周辺の活性化について、パブリックコメントと瑞穂市の考え方についてお尋ねをいたします。

このパブリックコメント等で市民の方からいただいた御意見に対して、瑞穂市のほうはその考え方を述べられております。その点について再度お伺いいたしたいと思っておりますので、よろしく御答弁をお願いいたします。

○議長（小川勝範君） 鹿野都市整備部長。

○都市整備部長（鹿野政和君） 私のほうから答弁をさせていただきます。

第2次総合計画の基本構想・基本計画案にあります駅周辺の活性化に対しまして、そのパブ

リックコメントでは、市内商工業関係者を交えながら事業計画の策定をしておりますが、市民検討会議の提言では、商工業者のみならず、駅周辺の居住者、利用者、それから大学の関係者及び関係機関も入れての検討会議をするということで、平成28年度にこれを立ち上げて取り組みをしたいと考えております。

市としましても、市民検討会議、地域別懇談会でも多くの御意見をいただいておりますので、駅周辺の活性化に向けた協議会を立ち上げた中で、商工業者のみならず、駅利用者、圏域の市町や市の関係部署も交えまして、駅周辺の活性化と利用者の利便を向上させて拠点化構想を作成し、この構想実現に取り組んでいく考えてございます。

さらに先ほど申し上げましたように、穂積駅の活性化は瑞穂市でおさまることもなく、周辺市町の公共交通機関の拠点になることは言うまでもございませんので、地方創生の加速化交付金事業を活用いたしまして、仮称ではございますが、穂積駅圏域拠点化構想の立案に向けて協議会の設置をして、圏域の市町と連携してその協議を進めてまいりたいと考えております。

〔1番議員挙手〕

○議長（小川勝範君） 森治久君。

○1番（森 治久君） ありがとうございます。

それでは3点目に、駅周辺の活性化については、今までも多くの要望や提案がございました。市長は、この穂積駅を取り巻くエリア、圏域の拠点である公共交通をどのように活性化されるのか、考え方についてお尋ねいたします。

○議長（小川勝範君） 鹿野都市整備部長。

○都市整備部長（鹿野政和君） 先ほど申しましたように、公共交通につきましても周辺市町と連携して、圏域15万人の拠点駅として広域的公共交通ネットワーク形成の検討を進める必要があると考えております。

昨日も総務部長、企画部長からお話がありましたように、北方町、本巢市、大野町、それから瑞穂市、2市2町でそれらの協議に入っていきたいというふうで答弁をさせていただいておりますので、よろしく願いいたします。

〔1番議員挙手〕

○議長（小川勝範君） 森治久君。

○1番（森 治久君） 2月26日の新聞記事には、棚橋市長は、過去最大の予算規模になった平成28年度予算が住民サービスの確保には必要だとし、瑞穂市は市民の平均年齢が県下で最も低く、若いまち。移住や定住先に選ばれるまちをつくりたいと述べている。

また、27日の新聞には、昨年に行われた国勢調査において、瑞穂市が県下一の人口増4.65%の増加であった。市長が選ばれるまちをつくりたいと述べておられるが、既に移住や定住先に今現在が選ばれるまちになっているのが現状ではないかと考えます。この認識の違いなのか、

誤った見方なのか、この点について市長にお尋ねをいたします。

○議長（小川勝範君） 早瀬副市長。

○副市長（早瀬俊一君） 今回の国勢調査で本当に岐阜県内で人口がふえていると言えるのは、この瑞穂市だけではないかと思っております。

そして、今、議員がおっしゃるように、もう既にこの岐阜県内でこの瑞穂市というのは本当に選ばれるまちになっておるかと思いますが、本来やっぱり人口がふえるというのは、都市部からのUターン、Iターン、Jターンというものを持ってくる必要があるかと思っております。名古屋から25分のこのまちでございますので、岐阜県の東濃のほうが名古屋から便利でとって一気にふえた現状がございますけれども、私たちのまちも本当に住みよいまちでありますので、何とかもう少し都市部のほうから人口を導き出して、この周辺のまちが発展していくことをと思っておりますので、よろしく申し上げます。

〔1番議員挙手〕

○議長（小川勝範君） 森治久君。

○1番（森 治久君） 今、副市長のほうから、今現在が既に選ばれているまちであるということと御答弁をいただきました。

市長は、瑞穂市は県下で最も若いまちであるから、移住や定住先には選ばれるようなまちをつくりたいと述べておられます。現状では、ただいま御答弁いただいたとおり、選ばれるまちではあります。しかし、今後10年先、また20年先も選ばれ続けられるまちを見据えたビジョン、そのビジョンを達成させるべき施策は何であるのかを市長にお尋ねいたします。

○議長（小川勝範君） 早瀬副市長。

○副市長（早瀬俊一君） 瑞穂市は、県下で最も若いまちであります。また、交通の要所でもあることから、まだまだ人口はふえていくと予想されます。若い人もいずれは高齢者となりますし、今現在も御自分のお父さんやお母さんを近くに呼び寄せ、面倒を見たいと考えておられる方が非常に多いかと思えます。また、若い女性の方は、ぜひ働きたいと考えておられる方、また子育てのしやすい環境、そして教育の水準も望まれていることと思えます。よって、住みなれた地域で人生の最後まで自分らしい暮らしができるまち、医療サービスや介護サービス、そして住まいや移動、買い物、食事、見守りなど、身近な地域でできるようなまちづくりを進める必要があるかと思えます。

また、安心して子育てができる環境を整えていかなければならないと考えております。災害等のない安全なまちづくりが必要であります。今後とも計画的な道路、水路、公園、保育所の整備、駅周辺整備などを進めてまいりたいと思えます。特に、高齢者の増加に対応するために、歩いて暮らせるまちづくり、つまり歩行者や自転車などの利用者が安全・安心に共存できる環境整備、具体的には歩道の整備やバリアフリーなども必要かと思えます。また、JR穂積駅を

核とした公共交通の充実、駅周辺の開発など、おしゃれな都市空間の創出が必要かと考えております。コンパクト・アンド・ネットワークを目指すため、各地域からJR穂積駅をつなぐ路線バスの共存や自動車から鉄道への乗り継ぎの利便性の強化ということで、パーク・アンド・ライドやキス・アンド・ライドなどの整備ということで、豊かな景観を兼ね備えた駅周辺の整備が要求されると思います。

また、地域のつながりの希薄化が叫ばれる中、自治会や校区の中で各種団体やNPO、ボランティアなどいろいろな団体を地域の中で認め合い、役割分担をしていくという多機能な地域のまとまりが必要になってくると考えております。よろしくお願いいたします。

[1 番議員挙手]

○議長（小川勝範君） 森治久君。

○1 番（森 治久君） ただいま副市長のほうから、さまざまな取り組み、また駅周辺の活性化のみならず、ほかの必要な政策等も御答弁をいただいたところでございますが、移住や定住先に選ばれるようなまちを継続するための新年度予算に、市長独自の政策は何か盛り込まれているのかをお尋ねいたします。

○議長（小川勝範君） 森企画部長。

○企画部長（森 和之君） 森議員の、新年度予算において定住・移住に関する事業の御質問にお答えをいたします。

市長独自の政策につきましては、移住・定住先に選ばれるまちを今後とも継続していくためには、住環境の整備を重点的に進めていく必要がございます。また、その一つとして、安心して出産、子育てしやすい環境をつくる必要がございます。子育て世代、家庭への経済的な要因も影響していることから、子育て支援策として若者のまちにふさわしい事業を展開し、子育てのしやすさをアピールするために、新年度、高校生までの医療費を無料化することによりさらに「選ばれるまち みずほ」を目指してまいります。

そのほか昨日の若園議員の御質問の中でもございました、平成28年度予算における質問でお答えをしております。かぶるところがあると思いますが、教育に関しては、潜在保育士就業促進事業や穂積小学校、巢南中学校の特別支援学級に児童・生徒1人1台のタブレットを導入する。介護としましては、介護人材の育成研修を進め、介護予防、包括支援事業など、防災につきましては、消防団の募集、生津小学校区の消防団の整備、それから産業につきましては、創業者支援事業、駅前の活性化、空き家を活用したような事業、発信につきましては、地域ブランド戦略の推進などを進めて、そのような予算が平成28年度には入っております。以上で答弁とさせていただきます。

[1 番議員挙手]

○議長（小川勝範君） 森治久君。

○1番（森 治久君） 穂積駅の周辺の活性化及び基盤整備が実現可能な限り、実現可能な年次計画、これは短期、中期、長期を立てた上でしっかりと推進していくことが大切であります。

また、同時に現在は、副市長もさっき申されました、人口は増加しております。これは、執行部の皆さん、また議員全ての皆さんが認識をしているところでございますが、10年後には多くの近隣他市町と同様に人口減少に転じるのではないかと予測されております。そんな今だからこそ、10年後以降も近隣他市町と連携、協力することで、瑞穂市周辺の広域的人口減少の歯どめをかけるための政策・施策を早急に協議・検討することが重要と考えます。それは、先ほど都市整備部長も言われた国の地方創生加速化交付金を利用した中で新年度より話し合いが持たれると思いますが、実現可能な整備後の穂積駅及び駅周辺が現在の圏域人口約15万人の中心駅の受け皿として機能を有することが困難であるとしたならば、10年先、20年先もふえ続けるまちであり、また選ばれ続けられるまちであるとするならば、もう一つの公共交通の核となるべく新駅を設けることで、瑞穂市民のみならず、近隣他市町の多くの住民の利便性を高めることで穂積駅と新駅を利用する圏域人口を増加させ、10年先、20年先、30年先も他市町から移住先・定住先として選ばれ続けられる魅力あるまちづくりを推進させるための最大の施策であり、そのような広域的基盤づくりこそが揖斐、長良、大垣、岐阜、2大都市に挟まれた瑞穂市を中心とした持続可能なまちづくり、いわゆるそれこそが地方創生なのではないでしょうか。

今後ますます加速化するであろう少子・高齢化社会等においてのさまざまな課題に対応するための税収を担保し、財源を確保することにつながる施策であると考えますが、最後は市長にお考えをお尋ねいたしたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（小川勝範君） 市長 棚橋敏明君。

○市長（棚橋敏明君） 森議員の御質問にお答えいたします。

私たちのまちですね。今現在の状況を申し上げますと、面積が28.19平方キロメートル、約5キロ四方のまちでございます。そして、名古屋から25分の立地にあることも事実でございます。

それと、今現在、交通網ということで一番やっぱり言われておりますのが東海環状道路、それからリニアですね。この2つでございますが、特にやはり東海環状道路というのは私たちのこの地域にとって大事な道路網ということで、これがいろいろお話しされるわけですが、この道路、今現在東回りは完成しまして、そのかわいには大きな工業団地がいろいろございます。ただし、私たちのまちには、この東海環状道路は糸貫のところにはできる、そしてまた大垣のほうにできるという状況でございます、直接は関係がございません。ただし、居倉のほうで約600メートルぐらい接するところがございますが、ですからこの東海環状道路でいろいろ考える前に、まず東海環状道路の場合は、巢南・大野線から神戸インターに結びつけることはできますし、それと同時に本巣縦貫道で糸貫インターチェンジに結びつけることもできます。そう

いった利便性が増すことも同時ですが、私たちのまちは何分にも28.19平方キロメートルでございます。何をこれからやっていくかと申しましたら、先ほど申しましたとおり、やはり穂積駅が25分の利便性にある、まずこれを近隣の市町とお話し合いする云々とかいうことも大事でございますが、都市部、愛知県からの移住・定住をとにかく考えてみたいと思っております。ですから、今回の25分ということのポスターも極力名古屋駅、そして東海道線の愛知県、こちらのほうにこれから張っていく予定でございます。今現在は、名古屋駅の6番ホーム下に張ってございます。そういったところから、極力愛知県、これをまず考えております。

それで、なおかつ人口は何とか一人でもふえるような状態でこれから先々もいきたいと思っております。そのためには、保育所の整備が物すごく大事だと思っております。それはなぜかと申しましたら、穂積、また瑞穂、そして巢南、ここへ来られる方全てが、ごめんなさい、全てということはありませんが、その中の住宅を求めて来られる方々は、ローンをどうしても組んでおられます。ローンを組んでおられる以上、やはり共働きでお仕事につかれる可能性が非常に高いわけです。そのためには、やはり子供さんを安心・安全にお預かりできる、やっぱりこういったシステムが非常に大事だと思っております。そういったところから、やはりまずは安心・安全に子供さんをお預かりできる、こういったまちづくりも必要だと思いますし、それと同時に、25分で来たわ。だけど、穂積駅はこんなところかいなと、これではやっぱりいけないと思いますので、今現在、穂積駅につきましても、近隣に大きな事業体の方々がお持ちの建物とか敷地がございます。そういったところへもできる限りお声をかけて、なおかつこれから事業を変更なさる方々にも声をかけていきまして、そういった中から、今ラウンドアバウト方式というものがございます。そういったラウンドアバウト方式で、南、北、こちらをラウンドアバウト方式にし、なおかつ本巢縦貫道のほうから一方通行ということで利便に入れなにか。そして、効率よく車を循環させることができないか、そういったことも鑑みながら、やはり穂積駅を中心にしていろんな物事を考えていきたいと思っております。

そして、今回の予算につきましても、まだまだこれから先当然補正も組んでいかなきゃいけないかもしれませんが、まず学校のこと、そして待機児童のこと、こういったことも踏まえながらやっていきたいと思っておりますので、これでお答えになったかどうかわかりませんが、それ以外また何かこの部分を答えよとおっしゃればお答えいたしますので、まずはこれが回答とさせていただきます。どうかよろしく願いいたします。

〔1番議員挙手〕

○議長（小川勝範君） 森治久君。

○1番（森 治久君） ただいま市長からは、今後も28.19平方キロメートルの小さなまちである、そんな中でしっかりと市民の安全・安心、また保育所の整備、また先ほど新年度の市長独自の予算の答弁でもいただきました、高校生、18歳までの医療費の無料化等、さまざまなその



ための事業はお話になりました。しかし、それはしっかりと税金が担保されてこそ、財源を確保してこそ政策が実現できるものと考えます。穂積駅においては、確かにこの瑞穂市のみならず、近隣他市町の大切な公共交通の核であり、基点でございます。しっかりと15万人の圏域人口の皆さんが、安全に安心して利便性の高い駅として整備ができるよう望むところでございますし、そのようなまちづくりが今後の瑞穂市の発展につながるものと考えます。

しかし、どう税金を担保するのかというのが市長のお話の中では何一つ見えてきません。確かに東海環状道路の整備もされ、この近隣の他市町を含めてこの地域においても利便性は高まります。しかし、瑞穂市独自の社会保障をしっかりと担保すること、皆さんに安心して保障を確約することは、瑞穂市においてこの今の現状では限界があるがゆえに広域的な連携をする中でしっかりと税金を担保し、財源を確保し、大垣、岐阜にも負けない市民サービスを、社会保障を提供することが必要ではないかと申し上げて、先ほどは市長に御質問をさせていただきました。

それでは、市長に最後に御質問をさせていただきます。

先日、若園五朗議員の質問の中で、税金に関することでございますのでお答えいただけたらと思いますが、羽島市の大型店舗コストコの進出の例を挙げた上で、現在、瑞穂市においても大きなプロジェクトのお話をいただいている、お話を伺っているという御答弁がありました。差し支えのないことであれば、もう少し税金を高めることにつながる大切なことでございます。お伺いできればと思います。

○議長（小川勝範君） 市長 棚橋敏明君。

○市長（棚橋敏明君） 確かに非常に経済効果がある事業でございます。ただし、今現在はまだ明確にすることはちょっとできませんので、もう少しまた具体化しましたら、必ずや皆様方の御協力も頂戴したいものですから皆様方に御報告方々御説明申し上げますので、そのときまでお待ちくださいませ。どうぞよろしくお願いいたします。

〔1番議員挙手〕

○議長（小川勝範君） 森治久君。

○1番（森 治久君） 今現在では公表することができないということでございますので、先ほど市長が申された瑞穂市民5万4,000有余人の安全・安心、そして10年、20年先も定住先・移住先として選ばれる魅力あるまちづくりにするためにしっかりと政策を考え、そしてその政策を実現するための税金をしっかりと担保できるための施策も今後もお考えいただき、10年先にしまったなあ、あのときにと思われぬような市長独自の政策・施策をお考えいただき、瑞穂市の、また瑞穂市民の発展に寄与していただきたいと思っております。

それでは、全ての一般質問を終了させていただきます。ありがとうございました。

○議長（小川勝範君） 以上で、森治久君の質問を終わります。

議事の都合によりまして、しばらく休憩をいたします。なお、再開は10時50分から再開をいたします。

休憩 午前10時32分

再開 午前10時51分

○議長（小川勝範君） 休憩前に引き続きまして、会議を開きます。

一般質問の前にちょっとお話しします。

質問中に、執行部並びに議員の皆さん方、ぼそぼそしゃべらないようにひとつお願いしたいと思います。結構ここで聞こえますので、静粛に指示に従ってください。

10番 古川貴敏君の発言の許可をいたします。

古川貴敏君。

○10番（古川貴敏君） 議席番号10番、清流クラブの古川貴敏でございます。

ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、本日は普通交付税とふるさと納税の2項目について質問をさせていただきます。

まず普通交付税に関する質問でございますが、総務省のホームページ、平成28年度普通交付税の算定方法の改正についてという資料が掲載されております。これは、昨年12月に発表されたばかりのようでございますが、当市のような地方公共団体において地方交付税は大きな財源であり、この算定方法の改正はしっかり中身を精査し、その対応を図ることが重要な取り組みと考えますので、何点か質問をしたいと思っております。

ただ、この資料の内容でございますが、恥ずかしながら私には理解できないところも多々ございまして、本日は中身を十分把握しないでの質問となりますので、私に間違った解釈がございましたら御指摘をいただきながら、その改正内容と市の取り組みについてお伺いしたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

これよりは質問席から質問をいたします。

先ほど申しました普通交付税の算定方法の改正は、5つの算定項目が書かれております。きょうはその中から重点課題対応分の創設に伴う算定、それとトップランナー方式等による算定についてお聞きしたいと思います。

まず、重点課題対応分の創設に伴う算定についてでございますが、資料を読みますと、3つの事業に総額2,500億円を算定するとなっております。その事業、1つが自治体情報システム構造改革推進事業、そして高齢者の生活支援等の地域の暮らしを支える仕組みづくりの推進、3つ目が森林吸収源対策等の推進でございます。森林による温室効果ガス削減は別としまして、情報システム構造改革と高齢者の生活支援等の仕組みづくりにつきましては、当市で取り組める事業でございますので、お伺いしたいと思います。

まず、自治体情報システムですが、その交付税措置事業に自治体クラウドの推進がございま

す。クラウドとは庁舎内のコンピューター運用システムをインターネットなどを通じて外部事業者のサービスを利用することでございますが、このクラウドのメリット・デメリットをお聞かせ願いたいと思います。

そして、現在運用している当市のコンピューターシステムですが、これがクラウド化されているのかどうかわかりませんが、もしまだクラウド化されていないのなら、今後このクラウドに移行する考えがあるのかもあわせてお聞かせください。お願い申し上げます。

○議長（小川勝範君） 大岩総務部長。

○総務部長（大岩清孝君） 自治体情報システムのクラウド化ということでございますが、自治体情報システムのクラウドに移行した場合のメリット・デメリットについてということで、まずメリットといたしまして、事務処理としての入力処理が定期処理から随時に行うことができるということで、私どもの経費を抑えることができ、コスト削減が見込まれます。

また、自治体情報システムの市独自開発から標準仕様になり、改修費用はそのシステムを使っています自治体の共通化・標準化で抑えることができます。

また、セキュリティー向上といたしまして、セキュリティーが確保され、信頼の置ける外部のデータセンターで情報を管理することができます。

また、災害時でのデータのバックアップが庁舎から離れたところにクラウド化することで、バックアップの管理ができます。

また、デメリットといたしまして、利用団体の数を集めないと効果が得にくいということでございますが、岐阜県仕様のクラウドでございますので、この仕様が全国一の規模であるということでございます。

それからデメリットといたしまして、システムの共通・共同化にするため、瑞穂市独自の仕様にカスタマイズするには費用、日数がかかるということや、参加する団体間の調整に日数を要するというところでございます。

また、導入時には標準化のシステムになるということで、これまで事務を進めてきました手続、業務手続の再確認が必要となるということと、それから職員間にありますマニュアルの見直しが必要になるということでございます。

もう1つ、2つ目の質問でございますが、このシステムをクラウド化する用意はあるかということでございますが、システムの移行は、瑞穂市は基幹事務、これは何かと申しますと、窓口での住民票の交付とか、それから税情報、医療、保健、福祉、介護、それから水道でございますが、この窓口事務、それから私どもの事務の内部事務でございますが、財務会計、それから公営企業、人事、給与、契約は、もう平成24年度から自治体クラウドを運用しておりまして、岐阜内では42市町村中、34市町村がこのクラウドを利用しております。以上でございます。

[10番議員挙手]

○議長（小川勝範君） 古川貴敏君。

○10番（古川貴敏君） 当市はもうクラウド化しているということでございますね。それで、標準的な作業にどうしてもならざるを得ないということですが、独自の取り組みというのはそんなにないと思いますので、いずれにしても政府の推進する方向にもう平成24年度からなっているということでございます。

それでは次の質問でございます。

この重点課題でございますが、デジタル方式に移行した消防救急無線システムの運用に要する経費にも地方交付税措置がございます。当市も防災無線のデジタル化を進めているさなかではございますが、この防災無線、消防救急システムとは違いがあるとはいえ、こういったデジタル化の流れの中で、防災無線のデジタル化推進に向けた何らかのより一層の施策を講じるべきと思いますが、こういったことに関する市の見解をお聞かせください。

○議長（小川勝範君） 大岩総務部長。

○総務部長（大岩清孝君） 防災無線のデジタル化に係る交付税措置に関しまして、対象となるものとしたしましては、瑞穂市が運用しております防災無線でございます。その建設に伴う緊急防災・減災事業債という起債を発行いたしまして、それに対して交付税の措置があるということでございます。東日本大震災を教訓としたしまして、緊急に実施する必要性が高く、即効性のある防災・減災等のための事業のうち、住民の避難、行政、社会機能の維持及び災害に強いまちづくりに資する地方単独事業を対象とする地方債でございます。事業費の100%の発行が認められ、そのうち交付税算入率が7割と高く、有利な制度となっております。この制度を利用いたしまして、平成26年度に防災行政無線10基を新設5基、それから更新の5基を行いましてデジタル化をいたしました。また、平成28年度におきましても、デジタル化で2基の新設を行いたいと予算計上させていただきました。今後も計画的に更新を行い、防災行政無線のデジタル化を進めてまいりたいというふうに思っております。

また、県のほうも平成28年度から平成29年度にかけて、県内全ての市町村において、次期岐阜県防災情報通信システムの更新が行われます。このシステムに関しても各自治体も一部負担金を払うことになるんですが、この分につきましても交付税の対象になるということでございます。衛星系、地上系、移動系の3層にて市と県庁などを結ぶ通信システムとなります。以上でございます。よろしく願いいたします。

[10番議員挙手]

○議長（小川勝範君） 古川貴敏君。

○10番（古川貴敏君） うまく交付税措置、交付税を利用してやっておられるということでございます。デジタル化を進めると言っておきながら今の防災ラジオはどうするんだという問題も今後出てくるかと思いますが、しかし流れはもうデジタル化に進んでおりますので、ぜひ今

の調子で進めてほしいと思っております。

次に、高齢者の生活支援等の地域の暮らしを支える仕組みづくりとして、地域運営組織の持続的な運営等に必要な費用もこの地方交付税措置の対象となっております。この高齢者の生活支援等につきましては、NPO活用や市民協働など、当市の議員からも今までに多くの提言がなされております。また、昨年議会報告会では、市民の方から高齢者福祉の充実を図るべく介護支援ボランティア制度の導入といった意見も出されております。

こういった取り組みは重要な課題でございますが、当然市としても今後に向けた施策を考えていると思っておりますが、高齢者の生活支援を支える仕組みづくりに対する具体策がございましたらお聞かせください。

○議長（小川勝範君） 広瀬福祉部長。

○福祉部長（広瀬充利君） 古川議員の御質問にお答えいたします。

瑞穂市といたしましては、生活支援の充実、強化への取り組みといたしましては、生活支援コーディネーターを市全域に1カ所、また日常生活圏域である各中学校区にそれぞれ1カ所配置する予定をしております。

この生活支援コーディネーターは、地域支え合い推進員とも言われ、自治会や民生委員、ボランティア団体やNPOなど、地域で活躍する関係者の皆さんをネットワーク化したり、生活支援の担い手の養成やサービスの開発を行ったりと支え合いの地域づくりを推進する役割を担っております。

また、今般、附属機関設置条例の改正案を上程させていただいておりますが、新たに瑞穂市生活支援・介護予防体制整備推進会議を附属機関として設置し、生活支援、介護予防サービスの提供主体等が参画し、定期的に情報共有及び連携強化を図る場として総合的かつ効果的に推進してまいります。支え上手、支えられ上手をふやし、地域の福祉力の形成、ひいては地域包括ケアシステムの構築を目指しております。

また、昨年度は総務課が中心となり、瑞穂市の自治会の組織の方向性として、新たに小学校区別の組織の設置をお願いしております。その中に福祉部門の部会などを新設していただき、自治会でできない地域課題などを解決していただくよう既存の自治会を補完しつつ、住民自治を充実させていただくようお願いしております。したがって、28年度についても引き続き総務課と連携し、設置のお願いと組織の充実、あるいは事業の開発等を予定しております。

さらに、まち・ひと・しごと地方創生関連としましては、平成28年4月1日から地域包括ケアネットワークシステムを立ち上げます。これについては、パソコンなどで市内の介護サービス事業所情報のプロフィールや空き情報等の閲覧や検索が可能となるシステムで、瑞穂市のホームページより閲覧が可能となります。以上で答弁とさせていただきます。

[10番議員挙手]

○議長（小川勝範君） 古川貴敏君。

○10番（古川貴敏君） 生活支援コーディネーターというものと自治会組織で、これは市民協働という格好になるのかもしれませんが、自治会組織を充実させて福祉に役立てると。さらには、地域包括ケア、地域包括ケアにつきましては、かなり充実化してきているんじゃないかとは私も思っております。

それで、こういったことに取り組みながら、先ほどちらっと言いましたが、市民の方から介護支援ボランティア制度とか、新しい施策もございますので、これをもう行っている市町村も近隣にかなりあるようでございます。こういったものも勉強しながら総体的に福祉の向上に向けて取り組んでいただきたいと思います。

今、3点お聞きしましたが、この重点課題対応分の創設に伴う事業内容でございますが、当市のコンピューターシステムはもうクラウド化されておりますよということでございます。それと、防災無線のデジタル化も交付税措置を有効に利用しながら進めておるところでございます。そして今、高齢者生活支援の取り組みについてお聞きしたところでございますが、いずれにしてもこの重点課題対応分に関しましては、今年度交付税措置がされているということでございますので、政府がこういった施策を上げてくるということは今後もこういったことには交付税措置が十分される可能性がございますので、しっかりとした対応をお願い申し上げたいと思っております。

次に、トップランナー方式による算定ということについてお尋ねいたします。

平成28年度から交付税の算定においてトップランナー方式が導入されますが、これは歳出効率化に向けた業務改革で、他団体のモデルとなるようなものを地方交付税の基準財政需要額の算定に反映するという取り組みでございます。要は、民間委託や指定管理者制度などの導入で削減した経費を水準として地方交付税の算定に結びつける方式であります。ある意味、ネットなんかで調べておきますと、どこかの地方公共団体からは、単に交付税を削るだけの制度ではないかといった声も聞かれるようでございます。しかし、簡単に言えば、政府は公的業務の多くは外部委託が基本であると考え、今後こういった業務改革が行われない自治体には地方交付税が削減されてくるんじゃないかといったようなことではないかと考えております。国は、平成28年度は16業務について業務改革を反映した経費水準を単位費用の積算に反映するとしておりますが、そこで質問いたします。

このトップランナー方式の検討対象である16業務について、当市では現在どのような運営が行われているのか、御答弁をお願いしたいと思っておりますが、あわせてこの16業務のうち、現在直営で行われている業務を今後民営化等に改革していく考えはあるのかもお聞かせください。

○議長（小川勝範君） 森企画部長。

○企画部長（森 和之君） 古川議員の普通交付税の算定において、トップランナー方式の御質

問にお答えをいたします。

先ほどの御質問でもございましたが、国では来年度から、平成28年度から交付税の算定においてこのトップランナー方式を導入するということとしています。多くの地方公共団体では、民間委託等の業務改革により取り組んでいる16の業務について、業務改革を反映した経費水準を単位費用に反映するというものでございます。

16の業務につきましては、小・中学校の学校の用務員の事務、道路維持補修・清掃等の事務、本庁舎の清掃、それから庁舎などにおります案内とか受け付け業務、公用車の運転、6つ目に庁舎の夜間の警備、うちでいきますと宿直業務、それから電話交換、一般のごみの収集、学校給食の調理の部門、体育館の管理、プールの管理、競技場などの管理、公園管理、給与とか旅費とか、庶務事務というようなもので、そういうものを一部委託するようなもの、それから先ほどございました情報システムの運用というもので、全部で16業務になります。

16業務の中で現在の状況で民間委託を行っていない業務というものは、学校の用務員の事務は、補助職員等で雇用をしております。公用車の運転につきましては、市の職員が行っています。庁舎の夜間警備については、職員が宿直業務を行っています。学校給食の調理の部門については直営で行っています。庶務事務についても職員が行っています。情報システムの運用については自治体でクラウドとして運用をしております。電話交換につきましても、うちの場合は総務課で代表電話で行っています。

これらの業務の中で、当市に該当するものの中で民間委託できていないものは、学校の用務員、公用車の運転、庁舎の警備として宿直業務、学校給食の調理の部門の4業務が該当するというふうに考えています。現時点で民営化は考えてはいませんが、今後費用対効果を検討したり、可能と判断できるものから民営化ということも考えてはいかなければなりません。瑞穂市のような地方では、地域の特性や雇用の点からも十分に検討して考えていかなければならないというふうに考えております。以上で答弁とさせていただきます。

〔10番議員挙手〕

○議長（小川勝範君） 古川貴敏君。

○10番（古川貴敏君） 学校用務員事務、公用車の運転、本庁舎の夜間警備、それと学校給食調理部門が民営化されていないということでございます。それと、今後は費用対効果を検討しながら考えていきたいという御答弁だったかと思えます。

この中で一番大きな事業といえば学校給食かと思いますが、たしか当市の給食センターはその厨房設備に前代未聞のプロポーザル方式を導入したという、インパクトのある施設と記憶しておりますが、給食センターが稼働してまだ8年、9年ぐらいかと思えますので、比較的新しい施設でございます。したがって、いかに政府が推奨する改革業務でありましても、確かに急な民間移行は難しいのではないかと考えております。また、こういった給食施設はライフサイ

クルコストだけでなく、食の安全や地産地消といった総合的な検討も必要かと思えます。ただ、こういった政府の方針を常に念頭に置いていただいて、業務別で、全部まとめてじゃなくて、細かいところからまた民間へ移行したほうが効率的だといったところはそういった方向に持っていただいて、当市にとってベストな施策を講じていただきますことを要望しておきます。

それでは、このトップランナー方式ですが、今、平成28年度の16業務についてお聞きしましたが、平成29年度以降も7業務の導入が検討されており、その中に窓口業務の改革が含まれております。窓口につきましては、12月議会で若井議員よりワンストップ窓口の提案が行われておりますが、この総合窓口のアウトソーシング活用や市民の利便性の向上を図るべく、12月に御提案のあったワンストップ窓口の設置など、交付税算定に反映される取り組みをぜひ具体化すべきと思いますが、市の考えをお聞かせください。

○議長（小川勝範君） 森企画部長。

○企画部長（森 和之君） ワンストップ窓口については、12月議会のときに総務部長から答弁をしておりますが、来年度、平成28年度には市民の利便性の向上を図るため、住民票等をコンビニで発行するようなサービスの導入を計画しております。

また、公共施設の管理計画を策定し、今後個別計画の策定から公共施設全体を考える時期を迎えています。限られた財源の中で市民ニーズに対応した行政サービスを提供し、質の高い市民サービスを維持・向上していくためにも、現在課題を抽出した上で公共施設をマネジメントしていく必要があると思えます。

平成29年度以降の国が示す普通交付税の算定方式の中で7業務というものがございます。その中で瑞穂市に該当するのは、先ほど御質問にもありました窓口業務と図書館の業務管理になります。図書館についても、両方ともですが、よくよく検討し、重ねていく必要があるというふうに考えております。

〔10番議員挙手〕

○議長（小川勝範君） 古川貴敏君。

○10番（古川貴敏君） まさしくよくよく検討して解決していかなくやなりませんけれども、実質交付税措置の対象であることになっておる事業でありまして、特に図書館は別としましても、窓口サービスは市民サービスの観点からも本当に早急に具体化する必要があるんじゃないかと考えておりますので、ぜひ早期に実現できるように検討していただきたいと思っております。

それでは、今までの御答弁を踏まえ、この普通交付税算定方法改正を生かす取り組みについてお聞きしたいと思います。

最初に言いましたとおり、この算定方法の改正は昨年末に示されたようでございますが、この改正をどのように平成28年度予算編成に生かしたのかというところをお聞かせください。



○議長（小川勝範君） 森企画部長。

○企画部長（森 和之君） 予算編成方針には、普通交付税算定方式の改正について、27年度に行いました国勢調査の人口見直しと合併算定がえの縮減を交付税の中では反映をさせています。当市において有利な状況となっておりますが、予算編成において、12月の予算編成方針を示すときに費用対効果を意識し、事業の見直しに向けた取り組みの方針を出しています。

ただ、議員御指摘のこの予算編成方針にトップランナー方式を説明するという事は間に合わずに取り入れることはできませんでしたが、機会を図り、職員に周知をしていきたいと考えております。

〔10番議員挙手〕

○議長（小川勝範君） 古川貴敏君。

○10番（古川貴敏君） 当市、人口増が地方交付税に反映されているというのは今回の予算の説明でもお聞きしておりますが、ただ日程的に厳しかったとはいえこのトップランナー方式を生かし切れなかったのは、やはり当市としての日ごろからの施策方針や具体策が整備なされていなかったのではと考えざるを得ません。時間的に短かったことも十分理解できますが、まだこれは段階的に進めていくものでございますので、今後はより一層の取り組みをしていただきたいと考えております。

そこで次の質問をいたします。

今回の改正は、地方行財政改革の一環でありまして、政府は地方交付税を初め頑張る地方の取り組みを促す仕組みに重点をシフトするものでございます。外部委託や包括的民間委託の推進、TPPやPFIの導入、公共サービスの現状、コスト、政策効果などの徹底した見える化、それと公共施設等の集約、削減、長寿命化などなど、地方自治体にはみずからが行政の無駄をなくし、創意工夫するインセンティブ、すなわち目的を持ってやる気を起こすことが求められております。

また、今後はこういった改革を進めた地方自治体に積極的に交付税措置が行われることになり、逆に言えば改革がおくれた自治体にはますます条件が悪くなるということでございます。このような政府の動きを見れば、当然、当市も遅滞なく行財政改革に向けた施策を明確にすべきであると考えますが、執行部はどういった取り組みを考えているのか、具体策がございましたらお聞かせください。

○議長（小川勝範君） 森企画部長。

○企画部長（森 和之君） 地方交付税は、地方公共団体の財源を保障し、市町村間の財政力の格差を是正するという役割がございます。地方財政計画では、国税4税との国と地方との法定率の額を示しています。この意味は、国が地方にかわって徴収する地方税としての役割の性格を持つものと言われております。これからの行政は多面的に市町村間の格差が拡大し、財政力格

差も拡大するということが見込まれています。地方交付税の役割はますます重要になってくると考えています。

ところが、今回の地方交付税の見直しには、財源の保障主義から成果主義重視の方向転換を見逃すことはできません。歳出においてのクラウド化や民間委託の推進の業務改革を行い、その進捗に合わせて地方交付税の算定基準を大きく変えていくという方向性がございます。

具体的には、歳出の効率化に向けた業務改革でモデルになるようなものを地方交付税の基準財政需要額の算定額に反映するというトップランナー方式の導入や、地方税の実効的な徴収対策を行う自治体の徴収率を標準的な基準財政収入額の算定に反映するということがこれからさらに進むと考えられます。トップランナー方式の導入に際しては、交付税に用いられる算定費用に計上されている23業務に平成28年度は16業務に着手し、これから3年、5年かけて段階的に国のほうからは反映がされます。平成29年からは残る7業務についても導入される予定です。これは、地方交付税による財政誘導が進められていくというようなことも考えられます。私たち瑞穂市においての地域の経済や住民生活に直結するような側面が強いということから、これらのことも本当に今後ともよくよく検討し、課題は多いというふうに考えております。

〔10番議員挙手〕

○議長（小川勝範君） 古川貴敏君。

○10番（古川貴敏君） そうですね。なかなか難しいですね、地方交付税。

先ほど、本日も話が出ておりますが、名古屋から25分、交通の利便性をPRするのもいいことかと思えます。しかし、コミュニティバスを乗り継いで穂積駅まで60分では市民にとって利便性のよいまちとは言えません。名古屋へ25分はJRの努力でございまして、当市が何かしたわけではございません。昔は40分ぐらいかかっていたと思います。市としては、このJRを利用しやすいような公共交通の整備や駅前の渋滞解消といった施策にしっかり取り組まなければならないということでございます。また、ほかにも地震や水害等の防災対策、計画的に配置された都市機能整備など、まさに市長のマニフェストにあるコンパクトシティーの形成を目指していくことが最重点課題ではないかと考えております。

今、当市におきましては、過去に多くの議員から補助金確保に対する提言が行われております。それは、いち早い情報の入手であり、またそれに伴う行動力ではないかと考えます。今、御答弁がありましたように、政府は新しい施策を次から次へと打ってくるようでございます。その方向性全てが当市に当てはまるとは言いませんが、市としても常々時代に対応した施策を検討、準備しておき、この改正ではありませんが、他の自治体のモデルとなるトップランナーを目指すべきではないかと考えます。執行部の努力、さらには市長の指導力が問われることになると思います。先を見越した行政運営をぜひともお願い申し上げまして、1問目の質問を終わります。

次に2つ目でございます。

ふるさと納税についてでございますが、このふるさと納税については、今までに多くの議員から意見が出されておりますし、今回も何人かの議員さんが質問をされております。私も12月議会でございますが質問させていただき、寄附金アップに向けた取り組みをお聞きしておりますので、今回はちょっと心にひっかかっていることを1問のみ質問したいと思います。

このふるさと納税、以前、私は返礼品合戦になっているのが懸念されるといった発言をしておりますが、最近ではカタログショップと比喻する言葉もネット上では多く見受けられるようになっております。本来、物品ではなく、政策に共感を持った方に寄附していただくのがふるさと納税の姿かと思いますが、全国的には特典競争が過熱しているのが現状かと思いますが、しかしながら、私もおかしいとは思っているんですが、やはり自治体としては手をこまねいているわけにはいかず、返礼品を柱として少しでも多くの寄附金獲得に取り組まざるを得ないのも理解できます。私としてもジレンマを感じておるところでございますが、返礼品だけでなく、政策への共感者をふやす取り組みも重要ではないかと感じております。

当市のふるさと応援寄附条例には、寄附金を財源として実施する事業が列記してございます。安全で快適なまちづくり事業とか、心豊かな住みよいまちづくり事業など6つの事業に加えて、今回7つ目に女性のくらし彩るまちづくりというものが条例案として出されておりますが、この条例に具体的な寄附金の活用内容が書かれておりませんでした。

そこで、今回の質問では、この活用内容ももう少し細かく記載する必要があるのではないかといった御提案をするつもりでおったのですが、先週の総務委員会で配付された資料に実にタイミングよく活用内容が記載されておりました。そこで、そこは省きまして、元来のこのふるさと納税でございますが、特典品の競争ではなく、市の政策に共感していただき、このまちの活性化につなげていくのが本来の姿ではないかと思うのですが、これに対する市の見解を最後にお聞きしておきます。

○議長（小川勝範君） 森企画部長。

○企画部長（森 和之君） 古川議員のふるさと納税の方向性の御質問にお答えをいたします。

私も少しばかりではなく、ひっかかりを持っておりますが、ふるさと納税が開始された背景には、地方で生まれ、都会に出ていった人が育ててもらったふるさとに恩返しをしたいという思いから始まりました。現在では、3つの意義があると総務省のホームページには載っています。ふるさと納税でその使われ方を選択してもらい、また生まれた故郷から、お世話になったまちから応援したいということで加わってもらいます。また、自治体自身が取り組みをアピールしてふるさと納税を呼びかけ、自治体間競争を進むこととしています。この3つ目はちょっと私もひっかかりを持ちますが、さらに平成27年度からはふるさと納税のワンストップ化やふるさと納税の納税枠の限度額が2倍に拡大するなど高所得者が有利になり、さらに激化してい

るような感じですか。

一方ではその意義とは逆に、ふるさと納税は自治体間の税収格差を是正するものとも言われており、その理由には地方交付税の基準財政収入額のほうには除外をされているからです。また、ふるさと納税は住所地である住民税・市民税が減額されるということで、市民サービスの受益と負担の関係に問題があると言われていています。ふるさと納税はお礼の品の多様さやそのお得さから注目を集めますが、古川議員の御指摘のとおり、ふるさと納税はゆかりある自治体、応援したい自治体への寄附行為であり、原点に戻るということも必要かと考えます。

こうしたことから、今回の議会の議案第15号に瑞穂市ふるさと応援寄附条例の改正案として、ふるさと納税で寄附していただく目的の一つに女性のくらし彩るまちづくり事業を追加して提案させていただきました。事業内容につきましては、庄田議員の御質問でお答えをしておりますので省かせていただきますが、今後ともさらに選ばれる事業内容を詳しく市外の方に説明をしたり、周知をして進めていきたいというふうに考えております。

[10番議員挙手]

○議長（小川勝範君） 古川貴敏君。

○10番（古川貴敏君） まさにそのとおりですね。ちょっといろいろな疑問も感じながら進めていかざるを得ないんですが、たしかネットで調べておりましたら軽井沢町ですか。ちょっと間違いがあったらごめんなさい。軽井沢町で寄附金の使用内容を教育に決めて、かなり細かくこういったことに使いますということで多くの寄附を集めているといったものをちょっと見た記憶がございます。それをここで皆さんにお伝えしようかなあと思ってもう一度調べ直そうと思ったら出てこなかったんですよ、それが。かわりに逆に出てきたのが、軽井沢町ですごいお金持ちが他の市に1億何千万円の寄附をしたと。先ほど言いました住民税と市民税の減額措置ですか。その予算が足りなくなって慌てて予算化したといったような記事も載っておりました。このふるさと納税は非常に難しいんですが、本当に政策に共感していただいて、寄附していただくというのが本来の姿かと思います。

この応援基金の条例の一番下に、その他市長が必要と認める事業というものがございます。市長、市長が必要と認める事業の内容を、御自分でこういったことをやりたいということを書かれて寄附金を募るぐらいの気合いを持ってやっていただけたらなあと考えておりますので、難しい問題もございますが、うまくやってほしいということで私の質問を終わります。ありがとうございます。

○議長（小川勝範君） 以上で、古川貴敏君の質問を終わります。

議事の都合によりまして、しばらく休憩をいたします。なお、午後の再開は1時から再開をいたします。

休憩 午前11時33分

○議長（小川勝範君） 休憩前に引き続きまして会議を開きます。

2番 堀武君の発言の許可をいたします。

堀武君。

○2番（堀 武君） 堀武、通告に従い、1. 公共下水道について、2. 市民課における番号表示について、3. 政策企画監人事について、4. 障害者差別解消についての質問を行政にしたいと思っております。

以下、質問席に着いて質問をしますが、答弁に関しては簡潔にわかりやすく、端的に答弁していただくようお願いします。このほかちょっとありますから、また議長から注意をされると非常に心臓が弱いもんですから、ドキドキしますから、ひとつよろしくお願いします。

公共下水道整備についての質問の前に、2点ばかり公共下水道の観点から関連したことを少し述べさせていただきます。

まず第1に、私のブログで、公共下水道整備に対する考えについての下畑の方からのコメントがあります。よく行政の方も聞いておいてください。

ブログのコメントに、下畑の誰が聞く耳を持たないのですか。下畑は聞く耳を持っています。下水道を否定したことはありません。これは私のブログに対するあれですが、あなたの考えが全て正しいというわけではありません。あなたのブログは、あなたに拒否権があります。多分このコメントは拒否されるでしょうとありますけれども、私は拒否をすることなく、このようにコメント欄に載せております。また、同じ土俵で論議しませんか、土俵はSNSでもオーケーですと、このように書いております。特に、下水道を否定したことはありません。よく行政の方もお聞きしておいてほしいのです。そして、聞く耳を持たないということはありませんと、このように書いています。だから、その辺のこともよくよく行政の方は肝に銘じておいてください。

そして、別のコメントで、ある自治会長です。最後まで読めば、どこの自治会長かわかるよね。確かに公共下水道が念頭にありますが、あのときは市民と対話して、市民とつくるまちづくり基本条例に鑑みて、実地まで2カ月しかない時間の説明でよいのかを聞いただけであって、下水だけではないことを書いていただきたくコメントしましたと。私の発言は全て下水とされているのだと、改めて思いました。そんなもんですねと。目立ちませんが、水害がある小さな自治会の住民ですとあります。

この言葉で、市長を初め、行政職員の皆さん、特に担当の方はやはり信頼関係をつくる、その必要性を肝に銘じてやっていただきたい。この文章を見ていただければ、その立場の大変さ、それをわかっていただいて、そして理解をして、お互いが理解をしていただける努力をする。小さな自治会ですけれど、わかってほしいというのは、やはり行政側が強い立場におるんです

よ。だから、その辺のことを肝に銘じて、ぜひ対処をしていただきたいと切にお願いをして、これに関してはそのようなことです。

次に、これもきのう広瀬捨男議員の質問の答弁で、棚橋市長の複断面水路に対する認識が少し違うような気がします。というのは、複断面水路は、渇水時期における水を集積して流れやすくする仮の方式であり、そしてそれにまたエルコン、そして柵板による水路というのは、確実に仮の水路なんです。それが瑞穂市の都市計画の中にも、ほとんどがこの水路なんです。これを解決して、都市の下水というのか雨水をするには、やはり公共下水をし、国の補助予算をいただいてやる、そういうことが必要だ。そうじゃなければ、この前で鹿野部長がおっしゃったように、市単独の費用でやらなきゃならんということをよくよく肝に銘じながらやっていただきたいと思っております。

それでは具体的に、重複する点、いろんな点があるかもしれませんが、端的に答えてください。

新年度予算に、瑞穂処理区下水道事業整備事業として1億6,740万の予算が組まれています。が、下水道特別会計で計上した理由を説明してください。

○議長（小川勝範君） 梶浦環境水道部長。

○環境水道部長（梶浦 要君） まず最初に、堀議員の御質問にお答えさせていただく前に、この公共下水道の手續について少しお話をさせていただきます。

現在、平成27年の4月21日に、岐阜都市計画に瑞穂市公共下水道として計画区域や下水処理場の位置を定めたところであります。その後、作業として、本年度は下水道法第4条の事業計画及び都市計画法第59条の規定に基づく認可申請図書の案の作成を行っているところでございます。

次に、この申請図書の案に関し、岐阜県知事との協議や関係機関との協議を行った後に、下水道法施行令第3条の規定に基づく計画案に対する意見募集を行います。その後、計画案に対し、岐阜県知事と下水道法第4条第2項の認可が行われた後に事業を実施していくこととなります。

財源のうち国庫金につきましては、平成22年度より社会資本整備総合交付金制度に移行されたことから、それまでの補助金と異なり、主に5カ年の社会資本整備計画を策定し、この計画案の縦覧を行った後に国土交通省に提出し、国庫補助対象事業として事業を進めていくこととなります。

議員御質問の、新年度予算に瑞穂処理区下水道事業整備事業として1億6,740万円の予算が組まれた、その特別会計の計上の理由をという御質問でございますが、瑞穂市において、この公共下水道事業は、瑞穂市第2次総合計画でも重点施策と位置づけられていますとおりの重要事業であり、都市計画法でも市街化区域においては少なくとも下水道を定めるものとなっております。

瑞穂市の将来を見据え、取り組まなければならない事業であると認識しております。

特別会計での予算計上の理由につきましては、公共下水道事業については地方財政法第6条及び地方財政法施行令第46条に、特別会計を設けて経理を行う旨の規定がございます。公共下水道事業と認められる時期については、下水道法第4条で規定する第1次認可の事業計画を定めたときであります。そのため、第1期の事業計画申請書の作成までは一般会計で経理を行ってまいりましたが、事業計画を定めた後に行うことになる調査・設計・工事に関しては、特別会計にて工事を行っていく法定義務があるためです。

平成20年度から進めてまいりました公共下水道計画は、引き続き進めていくために新年度も下水道特別会計に調査委託料を計上したものです。この瑞穂処理区の予算計上がないことには下水道事業を中断してしまうことになり、この予算が計上されていることによって関係機関との協議、そして県への事業認可申請ができるものとなります。

特別会計に予算計上をさせていただいた理由は以上でございます。

〔2番議員挙手〕

○議長（小川勝範君） 堀武君。

○2番（堀 武君） その予算を使ってでしょうけれども、管路施設の地質調査業務委託、管渠詳細設計業務委託とありますが、その範囲と目的を端的に御説明ください。

○議長（小川勝範君） 梶浦部長。

○環境水道部長（梶浦 要君） 平成28年度の瑞穂処理区に係る予算計上に関しては、以前よりお示ししています第1期事業計画予定区域の幹線管渠の詳細設計、及びこの設計に係る地質調査業務であります。

具体的な範囲と目的としましては、処理場用地から一部の牛牧地区までの本管及び本田団地までの本管、これらの幹線管渠の工事を行うために必要な地質調査としてボーリング調査を行い、その地質調査データに基づき、工法の選定を行います。地質調査によって工法も変わってきますので、調査データをもとに詳細設計を行う内容の業務委託となっております。

〔2番議員挙手〕

○議長（小川勝範君） 堀武君。

○2番（堀 武君） この中には、処理場の地質調査も含まれておるといことですね。答弁、簡単でいいですから、してください。

○議長（小川勝範君） 梶浦部長。

○環境水道部長（梶浦 要君） 処理場の地質調査は、28年度の新年度予算には入ってございません。

〔2番議員挙手〕

○議長（小川勝範君） 堀武君。

○2番（堀 武君） ということは、道路面の地質調査であり、処理場の地質調査は入っていないという理解でいいわけですね。そのとおりで、違えば言っていただければ結構です。

さて、それでは具体的に、瑞穂市公共下水道計画（案）が下水道推進委員会で示され、それには岐阜県知事に、瑞穂市長は瑞穂市公共下水道事業計画（新規）協議申請書について、標記について、下水道法第4条第2項の規定により、関係書類及び図面を添えて協議を申し出しますとありますが、その提出はどのように考えておられるのか。特別委員会では、案として空欄のというんですか、一番最初の表紙の次のところで古田肇様ということで、公共下水道事業計画（新規）協議申込書という形でこれを説明事項にされていますけれども、これの提出に関してはどのように考えているのか、御答弁願います。

○議長（小川勝範君） 梶浦部長。

○環境水道部長（梶浦 要君） 下水道法第4条の規定に基づきます下水道事業計画の岐阜県知事協議の時期につきましては、下水処理場用地の地権者や地元の方々の御意見を伺った後に検討していきたいと考えております。

〔2番議員挙手〕

○議長（小川勝範君） 堀武君。

○2番（堀 武君） やはり部長の答弁ですと、処理場に御理解をいただいて、それが決まらない限り提出できないというように理解をせざるを得ないこととっております。ならば、公共下水道事業計画書における28年から34年までの第1期工事計画は具体的に示され、工事金額も62億5,248万円と具体的にこれに示されていますけれども、これに関しても、今言うように、全てが地元の方の御理解を得ない限り数字上に上がっておるだけと理解してもいいのか、その辺ちょっと御説明願います。

○議長（小川勝範君） 梶浦部長。

○環境水道部長（梶浦 要君） 先ほど申し上げましたとおり、第1次事業認可の申請を行うことが事業を着手することになります。第1期の事業計画の実施に当たっては、下水処理場用地の地権者や地元の方々のより多くの理解が現段階で最も重要な課題であると考えております。

〔2番議員挙手〕

○議長（小川勝範君） 堀武君。

○2番（堀 武君） ということは、28年から34年度という工程を踏んでおられますけれども、これは処理場の土地の解決がしない限り、28年から34年というのが順番に上、上って変な言い方ですけど、延びていくというふうに理解していいわけですね。例えば、これにすれば6年になるのが、要するに極端な言い方が34年まで理解が得られんと、34年に理解したら6年ですから34年から40年というようなふうで、だんだん上がってくるというふうに理解していいのか、ちょっとその辺だけ御答弁願います。



○議長（小川勝範君） 梶浦部長。

○環境水道部長（梶浦 要君） 全体計画は50年間の計画でございます。そのうち、平成28年度から平成34年度までの7年間の第1期事業計画期間としております。

計画の事業内容でございますけれども、事業内容の中には処理場用地の取得、処理施設の一部建設、及び管渠の整備が計画しております。そのことから、用地取得が最優先と考えています。

第1期事業計画は用地取得が可能となることを前提に計画をさせていただいておりますので、堀議員の御質問のとおり、平成28年度にその用地の取得が可能となるような状態であれば28年度、その後に延びていく可能性もあるということでございます。

〔2番議員挙手〕

○議長（小川勝範君） 堀武君。

○2番（堀 武君） 全てが、この計画を遂行するには地元の方の理解を得て、それから処理申請書を出さなければ全てが進まないということがよくわかりました。しかし、これに関しては、そのようなことが4年間にわたって着実に進んだとは到底思えません。処理場の問題の解決をなくして、一步も進むことができないことがはっきりしました。

市民の皆さんの大多数は、公共下水道整備に賛成です。このような下水道に関して、下畑の方も下水道に関しては反対はしていないとおっしゃっております。なぜ下畑地域が瑞穂市内で処理場適地として選ばれたのか、市民の皆さんに理解してもらえるよう、行政は努力をするべきではないですか。行政は、下畑の皆さんの理解をいただくための行いを市民の皆さんの目に見える、開かれた形で行うことが必要ではないでしょうか。

特に、強制執行という乱暴な言葉が過去に出ておりました。強制執行、そのような発言が過去にあって、下畑の皆さんがこれを過去だと見過ごすようなことはなかなかできない、そのような重要な発言なんです。あと、においの問題とか汚水の問題とか、いろいろありますけれども、やはり感情を逆なでするような発言があると、なかなかそれに関して不信感が出ます。そして、その不信感を取り除くというのは並大抵なことではないということを、さっき言ったように、立場が弱い立場と強い立場とあると思うんです。下畑の皆さんにとってみれば、弱い立場です。行政のほうは強い立場である。だから、強制執行というと、そんなようなことでなくしても、土地を買うに関して法的な云々で買いに入ると不信感があります。税金が安くなる、いろいろなことを言えば、そんなことかというような言葉も出てきます。ですから、言葉の消しゴムはできないと僕らも言われてきました。だから、そのようなことで、やはり信頼をしていただけるような形でぜひ言っていただきたい。

だから、ここに行政も対応は、何もかも下畑の自治会より、町より、ブログに書いてあるようにボールは投げかけられておると思います。くまがい議員の言葉でもないですけれども、そ

のボールの投げかけに対して、相手に対して不信を持つんでなくして、相手を信頼して、そしてぜひ決断と実行を、そして責任を持つという形でやっていただきたい。そうでなければ、いつまでたっても解決はしない。反対は恐らくずうっとされるでしょう。でも、心の中に信頼関係を築いて、どのような形で進めるのか。それには信頼をしていただける、そういうことをお互いに、努力はこっちからしなきゃだめだと思います。相手を待っているんじゃなく、こちらから努力をして、相手の方の懐に入ってやるということをぜひやっていただきたい。そのようなことで、この下水に関しては私も最初からかかわり合って、何も本田団地のためでなくして、公共下水をやることによって瑞穂市の環境整備をして、よりよい瑞穂市をつくるというその1点でいろいろなことを言ってまいりました。その辺のことを理解して、ぜひその方向性で進んでいただきたい。

次に、市民課における待合番号表示について一般質問をします。

市民課は、何人の職員で受け付け体制でいますか。

1と2と答えてください。

市民課に訪れる市民の方は1日何名ですか。最大で何名ですか。最小で何名ですか。ちょっと、これ、同じ形なもんですから答えてください、端的に。

○議長（小川勝範君） 伊藤市民部長、端的に答弁してください。

○市民部長（伊藤弘美君） それでは、ただいまの堀議員の御質問にお答えしたいと思います。

市民課の職員の数は、課長以下15名でおります。正職員9名と補助職員6名ということでございます。

市民課の窓口にお越しいただく来庁者の数ということですが、件数という形で報告をさせていただきますと、1日平均260件、最大で約450件、最小で約200件ということで把握をさせていただいております。

〔2番議員挙手〕

○議長（小川勝範君） 堀武君。

○2番（堀 武君） 私は、訪れる方が何回も何回も市民課に訪れるわけではないと思っております。住民票などの発行に対して番号を表示して呼び出すのであるけれども、このような経緯、導入の経緯というのは、なぜこれを導入したのかということを少しお聞きしたいと思っております。

○議長（小川勝範君） 伊藤部長。

○市民部長（伊藤弘美君） 少しかいつまんで経緯を説明させていただきますが、少し長くなるかもしれません。御容赦いただきたいと思っております。

平成24年度から、市民課の窓口で旅券発給を市でも行うことになりました。これをきっかけに、窓口の改善の一環として窓口呼び出し番号システムの設置も計画しておりました。

25年度に予算計上をしようとしたのですが、市では、ほかの市で広告つきで無償で機器を導入しているところがあるということで、調査・研究をすることで助言がありまして、その後、当時導入をされておりました4つの市を視察した上で業者に見積もりを依頼しましたが、当市では採算が合わないという回答でしたので、その場は一旦断念をしております。

その後、御承知のようにマイナンバー制度の開始がございまして、それに伴い窓口を訪れる方がふえるということで混雑が予想されることから、平成27年度の予算に簡易型、当時考えておりましたよりも簡易なシステムとして市費で備品購入をして設置するという事で計画をしておりました。

27年度に入りまして、その広告の業者さん等に問い合わせがあり、市で単独で備品として導入するというお話をしましたが、そういった広告つきのもので採算がとれるよという情報もいただきましたので再検討をし、今々システムを導入したという経緯でございます。

[2番議員挙手]

○議長（小川勝範君） 堀武君。

○2番（堀 武君） 私もこの間、議員のあれで戸籍謄本をとりに行ったんですよ。あその前にぼんと置いてあって、年に1回か2回だとかえって戸惑うんですわ、あれ。そうして、職員が一々これでこうということをしているんですよ。だから、今のこの人員と云々ですれば、導入までして、そして自動的に云々出るんじゃないで、職員が一々指導を、教えてやるような機械なんですよ。郵便局にぼんと置いてあるとか、私も病院に行ったら病院に置いてあってぼんととるような形でなくして、まことに大げさな機械が業者の広告か云々か、その形と職員そのロス等を考えたときに、果たしてこれは本当によかったのか、よく考えてみてくださいよ。

職員が一々教えなきゃならんで、僕自身も最初は何があるかよくわからなかったんですよ。だから職員に聞いたら、前もって聞いていたけどこれかというぐらいで、それが年に1回か云々する利用者が来たときに一々説明しなきゃならん。そのようなものをなぜ入れたの。そして住民票、それから印鑑証明等がコンビニ等でやられるような形に、お金を使ってもうやる方向に行っているのに、もう少し精査して、そうして入れるべきやないか。すごく大きなやつがぼんと出ておるんですよ。卓上に置いているんでなくして。もう少し、その辺のことで、今大體部長が答えられておるで、経緯等云々も答えられたもんですから、この件に関しては全て答えを得ていることになりますけれども、やはりもう少し議会、それから全てに関してで説明事項をして、検討をして、それから入れる、そうするべきじゃないか。余りにも乱暴、私から言わせれば。

傍聴の方も一回見てくださいよ。あれでいって、皆さんのような年をとった方やないけど、一々説明を受けて、それからとるんですよ。二重手間じゃないですか。今までの形で何がトラブルが起こったんですか。よくその辺のことを考えて、やることは前向きなことを例えばやっ

ていながら、これも前向きと言われればそうかもわからん。でも、自分たちが誠意を持って窓口でやるには、何もこんなもん必要ないですよ。それだけの人数が、15人体制で、考えてみてください。

何も無いときの窓口のほうが親切。あそこへ行って、昔、身分証明もとりました。住民票もとりました。そのほうが親しみがある。こんな札でぺっぺっとやるよりも。もう少し、その辺のことを考えてやってください。窓口は特にそうですよ、顔ですから。だから顔が、住民の皆さんが来て瑞穂市の受付は親切やと。大体皆さん親切ですよ。それが機械によってやるようなことの必要性というのをもう少し考えてやってください。

さて、次に政策企画監の人事について質問をしたいと思っております。

この人事交流の目的はどのような目的でなされたのか、答弁願います。

○議長（小川勝範君） 早瀬副市長。

○副市長（早瀬俊一君） 人事交流の目的ということでございますけれども、人事交流の目的につきましても、県と市の相互の人事交流を通じ、広い視野と適切な識見を身につけることにあり、県からは今までも行政に対する企画力及び指導力のある方を派遣していただいております。

平成17年から、都市整備部へ2年の任期で複数の方に調整監として派遣していただきました。どの方も瑞穂市の発展のために御活躍をいただいたと考えています。

さて、現在市が抱えている重要政策課題には、JR穂積駅周辺の活性化、観光資源を活用した市のPR強化、効率的かつ適正な予算執行等があります。こうした事業につきましては、市の関係部署の連携は当然でありますけれども、国・県及び他の市町村等の関係機関との連携・協働、それから事業実施の際の国・県からの補助金の有効活用など、重要なポイントがあります。

そこで、今回の人事交流を利用しまして、岐阜県という大局的な立場で行政に携わり、かつ行政、財政、特に補助金制度に精通し、企画調整など交渉力のすぐれた県の方の協力を得て、多くの職員がよい影響を受けて従来までの発想や考え方から転換することができないかと、そういったことも踏まえて今回は通常の人事交流の中で実施するものでございます。

〔2番議員挙手〕

○議長（小川勝範君） 堀武君。

○2番（堀 武君） 部長級で、全協の中で質問で、各部長の上で副市長の下のような形の政策企画監であるというようにお聞きしております。ただ、私は今副市長が述べた課題というのに関していえば、市長も言われるように、瑞穂市のこの現状の状況、いろいろなことを精査・精通されていなければならないような立場の方、それを今早瀬副市長がやっているのに、それをもう一度げたを履くのかのような気がするんですけど、今市長は首をかしげられたんですけど、じゃあこんなことを言うのはちょっとあれだった、首をかしげられたから言いましょ

う。

12月の時点で庄田議員、それから若園五朗議員が、企画財政の体制は今でいいのかというような質問をされていたと思います。その辺で早瀬副市長は、議員からもそのような話が出た、提案があったというようにお聞きしております。しかし、きょう、きのうの庄田議員、そして若園五朗議員の質問の最終的には、第2次総合計画、よくつくってやっていると、頑張っているじゃないかというようなこと、私もきょうの企画部長、そしてほかの担当部長のお話を聞いて、すばらしいことだと、何も今さら政策企画監をお呼びしてやるようなことではないと、私自身ですよ、私自身はそのように感じたんです。なぜならば、市長自身もこれに関して自分自身が頑張ったと言っておるんですよ。頑張っただけだけのものを出して、これから実行に移すということは、部長を初め、課長を初め、職員の信頼を得てやらなければ進めないんですよ、これ全部。そうでしょう。だから、その辺のことで、もう少し慎重に、県の方からお呼びするに関しては、地域の体制、職員の体制というのに不調和感を覚えるような形のことをすべきではない。来られる方が非常に気の毒、私から言わせれば。なもんですから、県との交渉を始めるのはいつとか、そのようなことはもう質問事項に入っているけど、結構ですけど、それを聞いたって今さら始まらない。

ただ、私は、調整監のポストがなくなり、県・国との土木関係の調整は大丈夫なのかと。そのようなことで、このような重要な政策企画監の配置を議会に前もってなぜ相談しなかったのかと。そして、現在の調整監がなくなり、国・県との調整を心配しておりますけれども、その辺のこと、国道の3車線化、公共下水道整備、河川対策、どれをとっても市単独ではできないような課題ではないでしょうか。企画財政も重要でありますけれども、ただどこだけのものを体制で企画財政を中心につくってきておるんでしょう。そのようなことを考えれば、今一番重要なことは何なのか。市長が言われるように、国道21号3車線化、下水の整備、環境の問題が重要でしょう、道路の問題。その辺のことを考えれば、当然今お見えになっている、調整監本当によくやっていただきました。やはりそのようなことを重要視しながらやるということをししないと、職員の間不信感、議会に対する不信感、市民に対する不信感の起こるようなことが起きれば、市長、言われますよ。お見えになる政策企画監に対しても失礼です。県に対しても失礼です。その辺のことで、全体を含めて、市長、副市長でいいですから、もう一度、総合的に、一問一答になっておりますけれども、全部関係するもんですから、お答えください。

○議長（小川勝範君） 早瀬副市長。

○副市長（早瀬俊一君） 今回の件につきましては、私どもでなくて、県と市町村との人事交流というのはどこの市町村も実施しておるものでございまして、その中でお互いにプラスになるようにということで実施したものでございます。

そして、今回の政策企画監につきましても、引き続き都市整備部門の調整につきましては、

今までの調整監と同じように調整をお願いする部分はございます。ただ、今回の方は多岐にわたりますので、土木関係については私ども職員も土木部のほうへ出向いていますし、そうした知識は身につけておると思いますので、こうした政策企画監と話し合いがてら、またうちの職員がもっともっとスキルアップをするということで考えておりますし、先ほどこの地のことを余りということを言われたと思いますけれども、そこら辺は市の職員と協力をして、相互に協力するのであって、物の見方、考え方などのいろんな点で参考にさせてもらうということで、協力し合って進めていくということでございますので、どうかよろしく願いをいたします。

〔2番議員挙手〕

○議長（小川勝範君） 堀武君。

○2番（堀 武君） 副市長の今の答弁のされるように、お見えになった政策企画監が肩身の狭いような形にならないように、伸び伸びと仕事ができるような体制をつくっていただきたい。それには、やはりこの市の職員間で、やはりお互いに信頼し合っているような体制でないと居心地が悪くなる。だから、その辺のことも重々に考えていただきたい。

余分なことですけど、昔、早瀬副市長が部長かその前ぐらいのときかなあ、私に私語で堀、もとの市長じゃないけれども、人事で左遷されるかもしれんと思ったけれども、そうでなくて、それ以上の地位を得たというような話をちょろちょろと言われたことを思い出しております。そのように、やはりそうすると市の中の職員の方も変な疑心暗鬼を起こさずに、来られる政策企画監も伸び伸びとやれますし、ほかの部長、課長、そして担当職員も励みになると思いますし、だからその辺のことで重々に棚橋市長も、堀市長の至らん点はよく存じ上げておりますけれども、人事に関して温情人事もあったかもわからんけれども、私の見た限りでは報復人事はなかったような気はするものですから、ただそれだけをちょっとお願いしてこの質問事項を終えます。

では、最後に障害者差別解消法について御質問をします。

これの本題に関しては、若井議員が私以上のもっと以上に勉強をされておりますので、私は前段のほうの件に関して少しだけ質問をさせていただきます。

障害者への正しい理解と健常者とともに社会生活の送れる社会の実現を目指し、議員活動を続けてまいりました。特に精神障害者に対する差別、偏見はまだ根強いものがあります。統合失調症、鬱病、認知症、適応性障害など、精神障害という病理学的な区別は広くなるばかりです。

では、少しお聞きします。

精神障害者、知的障害者、機能障害者に対して、福祉政策として行政はどのように理解し、取り組んでいるのか、端的にお答えください。

○議長（小川勝範君） 広瀬福祉部長。

○福祉部長（広瀬充利君） 堀議員のただいまの御質問にお答えさせていただきます。

まずは職員配置についてお答えしたいと思います。

精神障害者の支援につきましては、現状の理解と適切な対応を行うに当たりまして、市職員との信頼関係の構築が重要と考えます。平成25年度から専門性のある精神保健福祉士を正規職員として福祉生活課に配置いたしました。また、幅広い相談者に対応できるよう、平成22年度から精神保健福祉士の補助職員も配置しております。

国の施策になりますが、平成24年度から実施されております計画相談によるサポートを行っております。既に御存じとは思いますが、計画相談とは、障害福祉サービスを利用するに当たり、経験のある専門の資格を所持している相談員が一人一人に現状に即したサービスの計画を立案する仕組みでございます。介護保険でいうところのケアマネジャーになります。現在、瑞穂市では総合支援法、児童福祉法ともに全ての方に相談員が配置されており、一人一人の実情に応じた対応が可能となっております。参考までですが、全国的には平成27年9月末現在ではありますが、85.4%となっております。

また、障害福祉サービスを利用していない方については、岐阜市を除いた岐阜圏域の市町と共同して24時間365日の体制による一般相談を5つの事業所、精神事業所では3つです、知的・身体の2事業所に委託しております。こちらの案内については、毎月広報「みずほ」にて市民の皆様にお知らせしているところでございます。以上でございます。

〔2番議員挙手〕

○議長（小川勝範君） 堀武君。

○2番（堀 武君） そのように障害者に対する行政の指導、指導でないんですけど、援助というのは非常に重要なことです。その辺なことで、ぜひこれからもその辺のことで御理解をいただけるような行動というか行政をしていただきたい。

私はきょうの新聞、これは直接この議題には関係ないんですけど、中学男子いじめを受け転校、これにも精神的に通院し、その後皆鬱になるんですよ、こういうようなことはね。もう一度、この非行を、これもそうですけれども、これはまさに自殺をされた。大体その初期段階として、鬱になると自殺願望になるらしいんですよ。なもんですから、やはり初期的なことで、その辺の対応は行政は特にしていただきたいと切にお願いして、私の一般質問に入っていないもんで少しだけ質問して、あとは若井議員に任せたいと思って、障害者差別解消法が4月に施行されるということですけども、現在の行政はどのように考えておられるのか。なかなかやられているところが、計画されているところが少ないとも新聞紙上で書かれておりますけど、当市においてはその辺のことをどのように理解し、どのような方向性を持っているのか、少し簡単でもいいですけど、お答え願えればと思っております。

○議長（小川勝範君） 広瀬部長。

○福祉部長（広瀬充利君） 障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本的な事項や国の行政機関、また地方公共団体、及び民間事業者における障害を理由とする差別を解消するための措置などについて定めることによって、全ての国民が障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現につなげることを目的としております。

そして、この法律は次のことを定めております。1つ、障害を理由とする差別等の権利侵害行為の禁止。2つ目、社会的障壁の除去を怠ることによる権利侵害の防止。3つ、国による啓発、知識の普及を図るための取り組み。

差別を解消するための措置として、地方公共団体においては職員が適切に対応するためのマニュアルを作成することとなっております。現在作成中であり、職員向けの研修会をこの3月25日に開催する予定をしております。

差別を解消するための支援措置としましては、障害を理由とする差別にかかわる相談や紛争解決についての担当窓口として福祉生活課を指定し、身体障害者相談員5名及び知的障害者相談員1名と連携し、解決していく体制を整備していきます。また、瑞穂市障害者自立支援協議会の職務に、障害者差別の解消を効果的に進めるための調査及び審議をすることを加えることにより、地域における関係機関等の連携を図っていきます。このことにつきましては、瑞穂市附属機関設置条例の一部を改正するものを本議会に上程しているところでございます。

啓発活動としましては、広報「みずほ」4月号に掲載し、今後も広報啓発に努力してまいります。

市としましては、法律や基本指針に基づきまして、できる限り社会的障壁を取り除く努力をしていく必要があると考えておりますので、今後とも関係機関と協議しまして、積極的な社会参加できる、笑顔あふれる、誰もが住みやすいまちづくりに努めてまいります。以上でございます。

〔2番議員挙手〕

○議長（小川勝範君） 堀武君。

○2番（堀 武君） ぜひ前向きな形で福祉行政、特に弱者に対する優しいまちづくりこそ、健全者にとっても住みやすいまちになります。そして瑞穂市の、どういう市だと言われたときに、やはり福祉のまちということが一番これからの適正な瑞穂市と思っております。

時間が少しありますので、もう一度、下水のブログの件を読んでぜひ考えていただきたい。

私のブログでの公共下水整備に対する考えに対しての下畑の方のコメントがあります。よく聞いてください。

ブログのコメントに、下畑の誰が聞く耳を持たないのですか。下畑は聞く耳を持っています。下水道を否定しておりません。あなたの考え、これは私に対することですが、全て正しいわ



けではありません。そのとおりだと思います。あなたのブログは、あなたに拒否権があります。でも、私はこのブログに関して拒否権を使ったことはありません。同じ土俵で議論しませんか、土俵はSNSでもオーケーです。このようなことがやはり行政と言われるような形にぜひしていただきたい。

また、別のコメントで、ある自治会長です。最後まで読めば、どこの自治会長かわかりますよね。確かに公共下水が念頭にありますが、あのときは市民と対話して、市民とつくるまちづくり基本条例に鑑みて、実地まで2カ月しかない、期間のない説明でよいのか聞いたのであって、下水だけでないことを書いていただきたいとコメントをしました。私の発言は全て下水とされているのだと、改めて思いました。そんなものですね。目立ちませんが、水害がある小さな自治会の住民ですとあります。

水害がある小さな自治会の住民です。よくその辺の言葉の意味を行政は考えて、市長。やはり信頼というのは、強い者と弱い者になってきちゃうんですよ。なもんですから、やはり信頼を築くという努力をしてください。そのようなことで、答弁はいいですか。はい、答弁してください。

○議長（小川勝範君） ちょっと待ってください。この質問はもう前に終わっていますからね。

○2番（堀 武君） いや、ですから私は答弁を求めないので、市長が一言言いたいと言うもんですから、市長……。

○議長（小川勝範君） 市長 棚橋敏明君。

質問は順番がありますので。

○2番（堀 武君） いや、質問じゃないんです。ただ、最後の締めで言っただけですが。

○議長（小川勝範君） 簡単に。

○市長（棚橋敏明君） 簡単に申します。

先ほど強制執行のお話でしたが、私、去年の6月1日に就任いたしました。強制執行という言葉、私は強制執行するということは一度も申し上げたことはありませんし、私と一緒に行きました執行部の者も何回か先方の自治会長さんとお会いしましたが、その中でも強制執行という言葉は、執行するということは一言も言ってはおりません。それだけは御認識くださいませ。

ただ、それ以前にあったかどうかは、私は認識しておりません。6月1日以降は、そういった言葉遣いはしていないはずでございます。よろしく御理解くださいませ。お願いいたします。

〔2番議員挙手〕

○議長（小川勝範君） 堀武君。

○2番（堀 武君） 棚橋市長が言ったというふうな、過去の記録の中にそういうのがあったということだけは記憶をして、以上で質問を終わらせていただきます。ありがとうございました

た。

○議長（小川勝範君） 以上で堀武君の質問を終わります。

せっかくでございます。今傍聴者も見えますので、この一般質問は順番制でやっておりますので、一つ一つ区切って質問をしておりますので、先ほど堀君はああいう発言をされましたが、既に終わっておる質問でございます。

次に、13番 若井千尋君の発言を許可いたします。

若井千尋君。

[発言する者あり]

○議長（小川勝範君） 静粛に。

[発言する者あり]

○議長（小川勝範君） 静粛に。

[発言する者あり]

○議長（小川勝範君） くまがい君に申し上げます。議場の中では静粛にしてください。

○3番（くまがいさちこ君） はい、偉い人の言うことを聞きます。

○議長（小川勝範君） 何を言っておるんや。

若井君、どうぞ。

○13番（若井千尋君） 議席番号13番、公明党の若井千尋です。

小川議長のお許しをいただきましたので、通告に沿って一般質問をさせていただきます。

最初の質問は、福祉医療費助成事業について。本議会に出ております議案の中であります18歳までの医療費無料化のその真意を確認しながら、実は子育て世代が介護世代でもあるというダブルケアという言葉を用いていますが、その実態と対策について伺います。2番目は、この4月1日より、今堀議員から質問されました障害者差別解消法についてをお聞きします。3番目は、国土強靱化地域計画について。最後に、市道の危険な箇所を点検していただく市道メンテナンスサポーターの取り組みについてを、順次執行部にお考えを伺います。

以下は質問席に移り、質問をさせていただきます。

最初の質問でございますが、今お話ししました本議会の議案第16号であります。棚橋市長は公約である現在の本市における15歳までの医療費無料をこの秋の平成28年10月1日より18歳まで延長し、いわゆる高校生世代までの医療費の無料化を議案提出されました。

最初に伺います。

この施策により、今年度は2,444万円の予算がついていますが、総括質疑のときにも質問をさせていただきましたが、確認の意味も込めまして、この試算の根拠を伺います。

○議長（小川勝範君） 伊藤市民部長。

○市民部長（伊藤弘美君） それでは、ただいまの若井議員の御質問にお答えしたいと思います。

若井議員の御発言にもありましたように、総括質疑のときの答弁とほぼかぶってしまいますが、よろしく願いいたします。

乳幼児医療費助成を高校生世代である18歳年度末まで拡大した場合に、扶助費の増額となる見込みを試算しておる根拠につきましてですが、まず対象者の数でございますが、人口ピラミッドですとか国保総合システムのデータを検証しまして推計した結果、1,672人と見込んでおります。

それから、次に18歳年度末までの医療費の助成費についてでございますけれども、各医療機関から医療費の請求を岐阜県国民健康保険団体連合会、いわゆる国保連といえますけれども、こちらのほうへ診療報酬の明細書、いわゆるレセプトが上がってきます。それを、電算化されておりますので、必要な年齢層で抽出することができます。今回の場合ですと、抽出範囲を年齢層で16歳から18歳までの3年間相当分として集計をしております。一部、大垣市が既にこういった取り組みをしてみえますので、そちらのほうも参考にお聞きしながら、1カ月当たりの割り戻しという形で試算をしております。入院費としまして48万7,688円、それから通院の場合が440万202円という試算、細かいところまで一応出しまして、それをもとに今回の場合の試算をしております。

今回の場合ですと、今市のほうで提案させていただいておりますのは10月1日からの適用ということで提案をさせていただいております。実際にその実施期間として10月から来年3月という形になりますと、この期間、6カ月ということになりますけれども、実際にお支払い、要は扶助する請求が来る扶助費の対象となりますのは5カ月分ということになりますので、1カ月ずれるということですね、それですので、先ほど言いました48万7,688円と、それから440万202円を合計しましたものに5カ月を掛けまして2,444万円という試算をさせていただいております。

[13番議員挙手]

○議長（小川勝範君） 若井千尋君。

○13番（若井千尋君） 私は、この議案に関しまして、所属しておりますのは文教厚生委員会でございます。その折にも何回か質問をさせていただきましたけれども、正直なところ、もろ手をたたいて賛成という形ではなく、附帯決議という形で少々意見をつけさせていただきました。その理由の第1は、財源をお聞きしましたところ、いまいちその財源というのが明確でなかったこと。第2に、この施策よりほかに優先する事業があるからであります。

審議は最終日に結論は出ると思いますが、今回の一般質問で確認したいことというのは聞きたいことに、質問に大きく関係してきておりましたので、この試算の根拠をお聞きしたわけでございますけど、実は私がお聞きしたいことは、この3月に出されました第2次総合計画の中に、ページ数では11ページ、これは市民の方のアンケートだと思っておりますけれども、今後10年間

のまちづくりにおいて重点的に取り組むべき事項ということのアンケートの中で、文教委員会でもこのことはお話しさせていただきましたけれども、複数回答がある中で1,271の回答、これは総回答やと思いますけど、その中の第1位は医療、福祉、介護の充実、これが42.7%です。2番目が、高齢者対策33.7%。道路、公園、下水道などの公共インフラ整備、32.2%。続いて、公共交通の充実、これは鉄道とかバスですけれども、済みません、これが24.1%。次が、防災対策21.3%。そして、6番目に子育て支援策というのが21%で出てまいります。これが市民の方のアンケート、今後10年間のこの瑞穂市のまちづくりの重点的に取り組むべきという項目でお答えになったものでございますが、この市長が公約で掲げられました子育て支援、先ほども、またきのうもいろんな議員さんの御質問の中に、やっぱりこのまちで子育てをしっかりと安心して、安全に子育てをしていただけるという内訳の中で話をされておられましたけれども、この15歳から18歳までよりもこの子育て支援、要するに市民の方のアンケートの中で6番目に来ているこの項目の、子育て支援というのは幅が広いですけど、これは実はもう少し低年齢層への支援であることを望んでおられるということが、実がそっちのほうが明らかではないかなあとというふうに私は感ずるわけでございます。

これは、きのう松野議員も言うておられましたけれども、今国会などで注目を浴びておるといふか、保育園落ちた日本死ね、この匿名のブログに対して共感が続々と寄せられているというんですかね、あれは国会で、テレビでも何度も報道されましたけれども、委員が質問をしている際にやじが飛んで、それは匿名じゃないかと、誰がそんなことを言ったんやみたいなやじが飛ぶ中で、それをやはり今こういう時代でございますから、報道なんかでされますと、実はあの匿名は私ですという形でたくさんの方があの国会前に参加されて、また国会にも署名を持ってこられたわけでございますけど、要するに何がお聞きしたいかといいますと、実は今市長が掲げられますこの15歳から18歳までの医療費の無料化、決して私は悪いことだとは思っておりませんが、この子育て支援の中でということを見ると、当市は待機児童の問題は他市町に類を見ないような状態でございます。現在、我が市の人口が増加の傾向であるということも含んでおりますが、この問題は何度もいろんな議員、先ほどもお話ししました現状の確認をされておるわけでございますけれども、この低年齢層への考え、要するに15歳から18歳までのお子さんにこれだけの医療費の無料化をするのであれば、やはり低年齢層へのお子さんに対して、子育てという観点からどんな考えを持っておられるのか、確認の意味でお聞きします。

○議長（小川勝範君） 伊藤部長。

○市民部長（伊藤弘美君） 子育てということでございますけれども、適切なお答えになるかどうかはわかりませんが、子育て支援の一環としてということで今回18歳までの無料化を上げさせていただいております。確かに若井議員がおっしゃるように、感覚として乳幼児等という部分では低年齢層についてお考え、アンケートの結果などはそういうお考えだというふうに捉え

られるかもということをございますけれども、今の状況として、市長の公約等も考え、18歳までの無料化ということで、それは子育て支援策の一助という形で私のほうも今まで御説明をさせていただいておりますが、そういう感覚で今回そういう取り上げをさせていただいたということで御理解いただきたいと思います。

[13番議員挙手]

○議長（小川勝範君） 若井千尋君。

○13番（若井千尋君） 今、市民部長のお話にありました子育て、当然低年齢層への施策も打ってあるということでございますが、今回私が取り上げさせていただきかけた点は、冒頭にお話ししましたダブルケア。

実は、この2月9日の新聞によりますと、育児と介護の両立に対しての支援策を探れということで、現実、今お話ししました子育てに忙しい時期に親の介護が重なる人がふえているということでございます。こうした状態をダブルケアと呼んでおるそうでございますが、政府は現在ダブルケアの実態調査を初めて行っており、結果をこの夏にもまとめる方針ですと。対策を強く求めている私ども公明党としましては、政府が本格的調査に乗り出したことは非常に歓迎しております。

このダブルケアの背景には、晩婚化による出産年齢の上昇に加え、育児や介護を手伝ってくれる兄弟、姉妹、親族の減少といった家族関係の変化が複雑に絡み合っている。また、研究・調査では6歳未満の子を持つ母親の約1割が介護に携わっているとのデータもあるということです。共働き世帯で対応に追われる人も多く、その負担は女性に集中していると見られる。当事者からは、誰に相談してよいのかわからないといった悩みがよく聞かれる。孤独感を抱えながら、経済的に困窮したり心身ともに疲れ果ててしまう人もいる。多くの自治体は、育児と介護の担当部署が縦割りのため連携が十分でない。例えば親の介護のときに子供を預ける場所がないと悩んでいても、自治体の窓口では必要なサービスや情報を十分に提供できていない。実態調査では、育児と介護の両立に直面する当事者に寄り添いながらどのような課題があるのかを詳細に把握し、支援をしなければならないというふうに書いてありました。

これ、12月議会にやはりワンストップ窓口、1人の方が相談に来られたときに、そこで同じような複数の悩み事、また相談事があった場合に窓口で対応できるような、1つの窓口でというような御質問をさせていただきましたが、今たらたら読みましたけど、新聞の記事で、この瑞穂市のダブルケアといったような状況を把握しておられるのかどうなのか、お聞きします。

○議長（小川勝範君） 広瀬福祉部長。

○福祉部長（広瀬充利君） 若井議員のダブルケアの御質問にお答えいたします。

議員お話しのとおり、ダブルケアとは、おおむね小学校に入学する前の未就学児と親の介護を同時に背負ってしまった状態かと思えます。

議員お話しのとおり、女性の晩婚化に伴う出産年齢の高齢化や少子化による介護を分担する兄弟、姉妹の減少などにより、親の介護と子育てを同時に行うダブルケアと呼ばれる問題を抱えた方の増加が見込まれていますので、瑞穂市にも相当いるとは考えております。

現在、当市においては、介護については地域福祉高齢課及び地域包括支援センター、子育てについては幼児支援課及び子育て支援センターなどが相談に応じております。介護や子育てなど、複数の課題を抱えている場合はそれぞれ必要な関係機関へつないでいますが、ワンストップで対応できているわけではございませんので、関係機関との連携が重要と考えています。

また、介護の負担を軽減させる方法としましては、1つ、デイサービスを利用したり、2つ、福祉用具を利用したり、3つ、介護予防に取り組んだり、4つ目、住宅のリフォームを検討することが必要であります。また、自分自身のケアを忘れない方法としましては、相談する相手を持つこと、また息抜きできる時間を持つことなど、少しでも負担をコントロールしながらダブルケアを穏やかに乗り切っていただきたいと思っております。

瑞穂市といたしましては、ワンストップサービスに必要な介護と保育の知識を兼ね備えた人材の育成や窓口の設置などが重要とは思いますが、現状では高齢者と子育ての担当部門が連携して国の検討状況を踏まえ、適切に対応していきたいと思っております。

以上で答弁とさせていただきます。

[13番議員挙手]

○議長（小川勝範君） 若井千尋君。

○13番（若井千尋君） 今福祉部長おっしゃったとおり、これ、実態はわかりませんが、あるであろうというふうに想定をされておられます。政令都市で大都市でございますけど、やっぱり横浜市が始めたようなことということを知りましたが、今瑞穂市は人口がふえておるといふ話をきのうもきょうも出ますけれども、やはりいつかはしっかり当然人口減少のときも迎えると思っておりますし、またこういった現状もしっかり市として把握をしていただかなければならないなあというふうに感じます。

最初のこのダブルケアの問題、さらにこれから、先ほど堀議員の質問にもありましたが、障害者の差別を解消する法のちょうどはざまのような内容で、やっぱり低年齢層へのお子さんの手厚い保護というか、そういったことの中で最近、数日前ですけれども、実は障害を持っておられるお子さんが、今回通知しておりませんので内容だけ聞いていただければと思っておりますけど、そのお子さんに対してお母様が月1万5,000円ぐらいおむつ代がかかると、本当にこれは切実な話を伺いました。北方等は月7,000円ほどの補助金が出るということを知りましたが、瑞穂市は年間3万円程度の助成金しかいただいていないとお話を伺いました。今回通告しておりませんし、まだまだこのことに関しては、私勉強不足ですので、やっぱり瑞穂市の福祉という観点でしっかり勉強して、またもし次回にチャンスがありましたら質問をさせていただきたい

と思います。

そういったダブルケアの現状をしっかりと、大変な中ではありますが、調査をしていただくことをお願いして、次の質問に移らせていただきます。

障害者差別解消法が来月、4月1日から施行されます。これも先ほども話がありましたように、障害者に対して配慮を義務化、これが4月1日からということでございますが、簡単に確認の意味で紹介させていただきますと、障害者に対する差別的取り扱いを禁止し、公的機関に必要な配慮を義務づける障害者差別解消法が4月に施行される。学校や交通機関、一般の商店などにも影響が大きい法律で、サービス向上への障害の期待は高いが、施行まで2カ月を切ったのに認知度が低いままである。国の対応もおくれており、事業者から戸惑いの声が出ている。同法は2013年に成立、障害を理由としたサービス提供の拒否や制限を禁じている。車椅子利用者の移動の手助け、視聴覚障害者への読み上げ、筆談といった合理的配慮を国や地方自治体に義務化、民間事業者にも努力義務がある。だが、周知が進んでいないというところで終わりますが、この周知が徹底されていないというふうに新聞は報道しておりますが、先ほど広瀬部長も答弁されたかと思いますが、このことに対して瑞穂市の状況を伺います。

○議長（小川勝範君） 広瀬部長。

○福祉部長（広瀬充利君） 若井議員のただいまの質問にお答えさせていただきます。

平成28年2月2日に開催されました平成27年度第43回の部長会におきまして、障害者差別解消法のパンフレットに基づきまして各部長さん等に説明をさせていただき、職員への周知を行ったところでございます。

今後、瑞穂市職員においては、先ほど堀議員の質問のときにもお答えさせていただきましたように、障害者差別解消法施行に向けてマニュアルを作成中であり、職員向けの研修会を秘書広報課と合同で3月25日に開催の予定をしております。その後も、国等による差別解消のための取り組みに関する情報の提供がある場合は臨時部長会議において報告し、各部において検討をお願いしていくことを計画に盛り込む予定をしております。

また、現在、窓口における筆談用に、希望する部署へのホワイトボードの購入、全部の課に配付をしたところでございます。

市民等への啓発活動としまして、広報みずほ4月号やホームページに本法施行についての掲載を予定しております。

平成28年度事業としましては、昨年度に引き続きまして、本巢市、山口市、北方町と協定を結び、手話奉仕員養成講座を開催します。なお、瑞穂市においては、平成28年度に入門課程を実施する予定でありますし、平成29年度には入門課程を修了した方や手話サークルの方を対象にした基礎課程を実施する予定でございます。

国においては、啓発、知識の普及を図るため、差別解消のための取り組みに関する情報の収

集、また整理及び提供を行うこととなっておりますので、国や県における啓発活動を参考にしながら、今後も広報掲載等啓発活動をしていく予定であります。以上でございます。

[13番議員挙手]

○議長（小川勝範君） 若井千尋君。

○13番（若井千尋君） 今の答弁をお聞きしながら、市長は今議会の冒頭、所信表明で、平成28年度は瑞穂市第2次総合計画のスタートとなりますと、またまちの将来像を誰もが未来を描ける瑞穂と掲げておられます。障害をお持ちの方に対して差別的な取り扱いを禁止し、公的機関に必要な配慮を義務づけるこの障害者差別解消法であります。当市では、本当に混乱の起こらないように早急な整備をお願いしたいというふうに思います。

先ほど新聞の記事を読みましたけど、車椅子の方がいらっしゃったら手助けをすとか目の不自由な方がおられたら手を添えるなんていうのは、ある意味当たり前のことであるというふうに思いますし、この法律が施行されようがされまいが、やはりこの瑞穂市民はそういった形で手を差し伸べていけるような、きれいごとでも何でもなく、そういったまちにしていかなければならないなあと自分でも感じております。

そのことをお願いした上で、3番目の質問に移ります。

国土強靱化地域計画について伺います。

これは先ほど古川議員もおっしゃいました。古川議員は謙遜されたと思いますけど、私、この法律が施行されるということで、実はまだまだ十分な勉強不足ではございますが、今後も発生すると考えられる大規模自然災害から市民の生命、財産を守ることを最大の目的として、そのための事前の備えを効率的かつ効果的に行うとの観点から、早急に策定・公表すべきであると考えますが、この国土強靱化地域計画、当市においていつごろをめどに策定を考えておられるのか、またその内容などはどのようなものを検討されておられるのかを伺います。

○議長（小川勝範君） 大岩総務部長。

○総務部長（大岩清孝君） 今、若井議員から御質問がありました国土強靱化地域計画ということでございますが、国土強靱化とは、地震や洪水などの従来の防災とは異なり、あらゆるリスクを見据えつつ、どんなことが起ころうとも最悪な事態に陥ることが避けられるような強靱な行政機能や地域社会、地域経済をつくり上げようとする総合的なものでございます。平成25年12月に基本法が成立された、目新しいものでございます。

現在のところ、市では国土強靱化地域計画の策定を予定しておりませんが、防災・減災については、地域防災計画の計画やその関連のマニュアルがございます。また、瑞穂市総合計画等がございます。数多く御審議をいただいているところでございますが、これらの計画により国土強靱化はなし得るものではないかと思っておりますが、他の市町村の策定状況を鑑みながら、必要に応じて策定を検討していきたいと思っております。よろしく願いいたします。



[13番議員挙手]

○議長（小川勝範君） 若井千尋君。

○13番（若井千尋君） これも関連したような質問ですけど、これを調べてみますと、岐阜県は既にもう策定をされておるんですね。県的には13県のうちの岐阜県は策定されておりますけど、市町村にということで、県はこういったことの指導、策定するような指導というのは、当市にはなされておるわけでしょうか。

○議長（小川勝範君） 大岩部長。

○総務部長（大岩清孝君） 既に県のほうからはこの研修会を1回、関連市町の職員を集めまして、国土強靱化の地域計画をということの概略の説明を受けております。私どものほうも職員が参加しまして、その研修を受けてきまして、強靱化計画とは何ぞやというところから始まって、現在岐阜県は策定したというようなことの説明を受けております。

今、若井議員がおっしゃられました策定状況でございますが、直近では都道府県が18、それから市町村では11の市町村、これは全国でございますが、18の都道府県と11の市町村が策定を済んでおるといようなことを聞いております。以上でございます。

[13番議員挙手]

○議長（小川勝範君） 若井千尋君。

○13番（若井千尋君） 正直言ってこれの勉強をしたんですけれども、これが本当にどうなのかと、今当市もいろいろ防災計画等も出ておりますし、一番大事なのはやっぱり何かというと、やっぱり地域のコミュニティーだとか、そういったことが関係してくるなあということは思いますけれども、一応策定状況をということでしたのでお聞きしました。

次の質問は、この国土強靱化地域計画とは少し異なるかもしれませんが、公立学校施設の耐震化、老朽化対策の推進ということについて伺います。

学校施設は子供たちの学習の場でもあるとともに、災害時には地域住民の避難所にもなるため、その安全性の確保は極めて重要であるとの観点から、確認の意味も含めまして、市内の学校施設の耐震化の状況を伺います。

○議長（小川勝範君） 大岩総務部長。

○総務部長（大岩清孝君） 総務部のほうから、学校施設についての耐震化のほうをお答えさせていただきます。

市内での学校施設の耐震化状況につきましては、全て完了しておるということを確認しております。

また、平成26年4月1日に施行された改正建築基準法施行令によります6メートルを超える高さにある200平方メートル以上のつり天井を有する施設については、天井落下防止の改修が必要になったわけでございますが、これについても対象となる施設の改修工事が済んでおりま

す。

総務部のほうで答えさせていただきましたのは、先ほども若井議員が申されました避難所ということで、避難住民が集まるということで私のほうから御説明させていただきました。よろしくお願いたします。

[13番議員挙手]

○議長（小川勝範君） 若井千尋君。

○13番（若井千尋君） 今、耐震化の状況でございました。

今は総務部長の答弁になるかもしれませんが、以前も聞きましたけど、非構造部材の建築を構成する部材、要するに質問通告にも出してありますけれども、この非構造部材の耐震化等の状況、これも確認したいと思います。

○議長（小川勝範君） 大岩総務部長。

○総務部長（大岩清孝君） 非構造部の耐震化と申しますと、照明器具や外壁等の落下防止措置、収納棚や備品の転倒防止措置など多岐にわたります。そのため、緊急性や重要性を吟味しながら進めていきたいというふうに考えておりますが、学校関連では大規模改修にあわせて一部そのような対応をしているというふうに確認をしております。以上でございます。

[13番議員挙手]

○議長（小川勝範君） 若井千尋君。

○13番（若井千尋君） 今回、一億総活躍社会の実現に向けて緊急に実施すべき対策という項目の中で、これは平成27年11月26日に一億総活躍国民会議というもので策定されたことを受けて、学校の施設の耐震化や老朽化対策、防災機能強化等、地方公共団体が計画をしている事業を前倒しして実施するという概要で、国は公立学校施設整備費予算について、これは今言った27年度の補正予算ですが、公立学校施設の耐震化、老朽化対策等の推進に388億円計上したというふうに聞きました。

事業内容の中に、今御説明いただいた1つは耐震補強、これは当市においては全部なされておるといってございました。また、今お聞きしました非構造部材、これもいろいろ種類があるということでしたが、こういった予算が使えるかどうかというのは私もちょっとよくわかりませんが、たまたま建築業界の方にお聞きしますと、瑞穂市というのは学校のガラスの飛散防止が非常におくれておるんやないかねということ聞いたことがあります。要するに、大きな地震はいつ何どき来るかわかりませんが、生徒さん、また児童さんが勉強していらっしやる最中に地震が来て、建物自体は大丈夫なんだけど、窓ガラスなんか揺れて割れて飛散をしてしまうといったことに対して、そういったことに対してのけがを防止するためのこの飛散防止というのものも、近隣の市町がかなりできておるよ、これは全然調べていないでいかんですけども、そういったことも聞いたことがありました。そういった経緯を受

けて、この瑞穂市におけるこの非構造部材の耐震化というふうなことも含めまして、飛散防止の状況はどのようになっておるのか伺います。

○議長（小川勝範君） 高田教育次長。

○教育次長（高田敏朗君） ただいまの御質問の飛散防止については、大規模改修を今順次行っている中で避難経路のガラスに飛散防止フィルムを張るといふ、そういうことをやっておりますので、これもガラス全部じゃなくて、避難経路にあるガラスについて飛散防止フィルムを張るといふことで、大規模改修の中で施行しております。

[13番議員挙手]

○議長（小川勝範君） 若井千尋君。

○13番（若井千尋君） ずうっと防災ということに関しては、自分も一生懸命知識ないなりに勉強をさせていただいて、いろいろ質問をさせていただきました。今、教育次長のほうから、学校全体はまだまだ無理だけれども、大規模改修に伴って避難経路に関しては施しをしていただいております。これが、今回はこのことに関しては通告してありませんけど、やはり全体的にどうなのか。

大規模改修をやっているところから進めておられるというふうに聞きましたけれども、市内全体では7校の小学校と3校の中学校、先ほど言った何のためにお聞きしておるかといいますと、有事の際の避難場所となるということで、やはり想定外、ちょっと冒頭にお話を触れましたけど、きょうは3月16日でございますが、5日ほど前、3月11日はあの東日本大震災からもう満5年を迎えております。今なお17万人以上の方が避難生活を余儀なくされておられるような状況の中で、やはり私たちはあの本当に災害を大きな教訓として、また風評とか、また風化させることなく、しっかりとした自分たちの安全・安心のために学ばなければいけないというふうに思いますので、今次長からお話を伺ったことは、まずは改修に伴う避難経路ということ、またこの先も計画を立てていただくのであれば、この非構造部材という観点から飛散防止が有事の際にやっぱり危険な状態になるということも予想をしていただいた上で、また検討をしていただければというふうに思います。

最後の質問に移ります。

市道の危険な箇所を点検してもらう市道メンテナンスサポーターの取り組みについて、お考えを伺います。

当市において、議会が始まるたびにとは申しませんが、市道の整備が追いつかず、市道のふぐあいでも車が破損した、弁償したとかいったようなことで何か専決処分をしなければいけなかったような案件が、多々議会の始まるたびに聞くようなことが、記憶があります。

この市道メンテナンスサポーターはお隣の本巢市さんが取り組みをしておられますが、当市においても市道路の危険な箇所をいち早く見つけていただき、報告をしていただくことで事故

等を未然に防ぐ効果、また最小限にとどめる効果があると考えますが、そのお考えについて伺います。

○議長（小川勝範君） 渡辺調整監。

○調整監（渡辺勇人君） それでは、市道メンテナンスサポーターの取り組みについての考え方についてお答えをします。

議員から御説明がございましたように、市道メンテナンスサポーター制度を導入しますと道路の損傷や穴ぼこなどを早期に発見することができます。これによりまして、通行者の事故防止や快適な通行など、市民サービスの向上につながることができます。

それで、一方で現在の瑞穂市の道路管理につきましては、シルバー人材センターに道路パトロールによる道路の点検や軽微な補修を週に1回の割合で委託をしております。また、職員みずからも現場への行き帰りには常に道路の点検を行って、舗装の穴埋めなどの資材も車に積みまして、穴ぼこがあれば軽微な補修をするということをしております。

こういった市の今やっている現状も踏まえまして、目的としましては効率的で適正な市道管理というのが目標でございますので、それを目指しまして、市道メンテナンスサポーター制度を本巢市のように取り入れるかどうかについてはこれから検討をしていきたいと思っております。以上でございます。

〔13番議員挙手〕

○議長（小川勝範君） 若井千尋君。

○13番（若井千尋君） この市道のサポーターメンテナンスだけではないと思いますが、やはり市民の方からいろんなお声が当然行政には届いているというふうには思いますが、これは別に本当に悪いことではなく、非常にいいことやというふうに私は感じるわけでございます。

今、調整監も検討していただくような前向きな答弁をいただいたというふうに認識をして、最後に市民参画・協働のまちづくりという観点から、このような取り組みに対して、要するに市民が参加してメンテナンスのサポーターをしていくというような取り組みに対して、考えに対して、当然この協働・参画というのは計画の段階から市民の声を聞いていくということであるわけでございますけれども、この第2次総合計画の策定に当たり、先ほど御紹介した、行った市民のアンケートであるとか、またこの前私も参加させていただきましたが、地域別懇談会などというものの取り組みは非常にいいことではあると思いますが、ある意味当然のことではなかろうかというふうに思います。しかし、その実は、やはり参加をされる方が非常にまだまだ少ないというふうに感じるのは、もう否めない現状であると思えます。

棚橋市長におかれましては、この市民協働・参画、前市長もよくこの言葉を使われましたけど、まず市長のほうからこの市民協働・参画という観点からお考えをお聞きしたいと思えます。

○議長（小川勝範君） 市長 棚橋敏明君。

○市長（棚橋敏明君） 若井議員さんの御質問にお答えいたします。

今、私たちの瑞穂市はC P活動、簡単にいいましたらシティープロモーションですね、要するにまちを売り込むということとまちのよさ、こういったものを多くの方々に知っていただこうと、その上で私たちのまち、安心・安全だし、それと同時に子育てに向いていますよとか、さまざまなことをプロモーションしまして、来てくださいということ、この辺の原点ですね、原点はやはり市民の方々の参画、そして市民の方々にともに働いていただく市民協働、これがもう原則だと思いますし、最近の避難所の開設、それからまたもっと顕著に申し上げますと、今回つくりました第2次総合計画、こちらのほうも市の執行部の意見がいっぱい入っていると皆さんお思いでしょうが、現実論で申し上げますと、朝日大学の副学長の森下さん、この方を中心に市民の委員の方に入らせていただきまして、かなりの部分を策定いたしました次第でございます。その上で完成した第2次総合計画を文書として私が頂戴するという形で、そういったことで活動を行っていただきました。

それから、ここ最近、それぞれの校区で行わせていただきました避難所の開設、このことにつきましても、同じように市民の方々にキャスティングボードを握っていただくということで、私たちの主導だけでなしに極力市民の方々に動いていただく。やはりその上じゃないと、私たちがいざというときに、平常時でも人数が足りないときがございます。さらに災害時では、私たち、動くわけになかなかいかない部分があります。そういった意味からも、本当に市民の方々とともに働く、そして市民の方々に参画していただく、これを原則に考えておりますし、じっくりと幅が広いことではございますが、少しずつ、またじっくりと広げていきたいと思っております。

非常に幅の広い部分でございますので、きょうはこの程度しか回答できませんが、お許しくださいませ。必ずや、これは広い広いことではございますが、一つ一つ広げていって定着するようにしていきたいと思っております。どうかよろしく願いいたします。

〔13番議員挙手〕

○議長（小川勝範君） 若井千尋君。

○13番（若井千尋君） 今の市長におかれましては、市長も当然市民の方から選出されまして選ばれた市長でございますし、私たち議員も市民の皆様から選ばれてこちらにおらせていただく二元代表制でございます。やはり、市長もそうおっしゃりますように、私たち議員もしっかり市民の方のお声を聞きながら、そしてこういう場でまた、先ほどお話ししたように次のチャンスを与えていただければ、こういった形でしっかり市民の方の声を代弁しながら議論を重ねていきたいというふうに思いますし、また市長におかれましては今まで以上に、またさらに強いリーダーシップ、今地方議会においては本当に首長のリーダーシップというのは非常に問われることだというふうに感じております。今まで以上に強いリーダーシップをとって

いただけることをお願いしまして、私の一般質問を終わります。以上でございます。

○議長（小川勝範君） 以上で、13番 若井千尋君の質問を終わります。

議事の都合によりまして、しばらく休憩をいたします。なお、再開は3時から再開をいたします。

休憩 午後2時38分

再開 午後2時59分

○議長（小川勝範君） 休憩前に引き続きまして、会議を開きます。

3番 くまがいさちこ君の発言を許可いたします。

くまがいさちこ君。

○3番（くまがいさちこ君） 任期最後の一般質問かつ今3月定例議会の一般質問の最後となりました。いつも私は最後のほうにくじでなりまして、今回も一番最後になりました。そのころいつも誰もいないんですけれども、きょうはこんなに大勢最後までおつき合くださいましてありがとうございます。お疲れさまです。

それでは、通告に従いまして……。

○議長（小川勝範君） くまがい君に申し上げます。議席番号と名前を発言してください。

○3番（くまがいさちこ君） 緊張の余り忘れまして。議席番号3番 くまがいさちこです。

私は本日通告したテーマは1つでございます。話し合える瑞穂市にしよう。市民参画・市民協働のまちづくりに必要な基盤づくり、これが副題でございます。

私は3期12年議員を務めてまいりました。つくづくと経験しまして思いますことは、瑞穂市の課題、瑞穂市の行政、議会の課題は、現在自分が手にしている課題というのは、話し合えないまちだなということです。まちというのは、市民と議会と行政と順番はどれでもいいんですけど、この3つで成り立っているもので市民同士、議会同士、議員同士、行政の中、それぞれ話し合えなければいけないし、その3者が全体として話し合えなければ、政争のまちはあっても政策のまちには育っていきません。私のこの12年は政争のまちでした。本当にもし次も議員をやらせていただくことができたなら、今こそ政策のまち瑞穂市に脱皮しなければならないと強く思っています。そういうことで、きょうはソフトもソフトです。話し合えるまち瑞穂市にしたいと、こういうテーマを取り上げます。

初めに、3つ通告してありますことを一括で御答弁いただきたいと思います。

1つ目です。瑞穂市は、行政側ではまちづくり基本条例を持っており、議会側では議会基本条例を持っております。ともに、市民協働・市民参画のまちづくりを目指していると解釈してよろしいでしょうか。骨組みですね。

2番目に、この市民参画・市民協働のまちづくりを達成するために基本的な手法手段は話し合いであると、話し合いによって実現するまちづくりだと、そう解釈してよろしいでしょうか。

3つ目です。そしてまちづくりの方向、基本施策は行政執行部と議会が、きょうこのようにですが、委員会や本会議場で話し合っていて決定していると認識してよろしいでしょうか。

この3つを最初に一括で市長にお尋ねしたいと思います。通告済みです。以下、質問席に移らせていただきます。

○議長（小川勝範君） 早瀬副市長。

○副市長（早瀬俊一君） ただいまは3つの御質問がありました。

基本的には話し合える瑞穂市をつくろうということで、一言で言えば全て今言われたことについてはそのとおりではないかと思っております。

瑞穂市まちづくり基本条例には、瑞穂市民一人一人がまちづくりの主役であり、市民参画の協働のまちづくりを進めるとあります。また、参画には、まちづくりの方針及び企画の立案から実施を経て評価に至るまでの過程に責任を持って主体的に参加し、かつ行動することをいいます。これは参画でございます。協働につきましても、地域または社会の課題の解決を図るため市民が相互に、また市民、市議会、市の執行機関がともにお互いの立場を尊重し、ここが僕らは大事だと思いますけれども、お互いの立場を尊重しかつ信頼をし、協力して取り組むことが書いてございますし、この条例にはその取り組みの方法が書いてあるかと思っております。

私たちは、やはり市民の皆さんが本当に幸せになるように、市議会の皆さんにおいても最善の判断がいただけるように、私たちはできる限りわかりやすい資料を余裕を持ってお出しを差し上げて、皆さんと意見を討論するというのが基本だろうと思っております。

また、市議会の基本条例にも、議会の皆さんは市民の声をきちんと聞かれて、そしてから市政のほうに反映してくださいということが書いてありますので、話し合いの方法はともかくとして、いろんな議論をしていくということが基本だろうと思えます。

市民参画の方法には、市議会、懇談会、ワークショップ、パブリックコメント、アンケート、ワールドカフェなどいろいろありますけれども、これも基本は話し合いだと思っております。そして執行部としましても、わかりやすい資料、そうしてから論点とか争点をやっぱりはっきりさせて、お互いに政策の進め方なども含めて十分話し合いをしていくと、私たちもできる限り早い段階から皆さんにいろんな意見を聞けるような、そんなような方法で進めていきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

〔3番議員挙手〕

○議長（小川勝範君） くまがいさちこ君。

○3番（くまがいさちこ君） 話し合っていて信頼・協力関係をつくり、話し合いよりは一層論点、争点をはっきりさせて議論をして、まちをつくっていくと、これが骨組みであると。

きょうは、まちづくりのハードな点ではなく、ソフトのこういう部分について確認し、課題を探っていきたいと思えます。

ところがですね、こういうことが基本、これはもう日本中、世界中、共通理念だと思いますが、瑞穂市も立派なこういう条例を、行政側も議会側も持っているわけです。ところが、岐阜県内の瑞穂市は人口増加率ですね、既に、である上に、棚橋市長は移住定住の推進を掲げておられます。これを掲げた市長というのは大変珍しいと思います、積極的に。企画財政なんかができるだけ人口増を長引かせたいというようなことを政策上言ったことはありますが、トップがはっきり移住定住の促進を打ち出したのは、私の経験上は初めてです。大変ほかのまちからはうらやましがられる条件だと思います。現状です。

ところが、私が経験してきた瑞穂市は話し合いができない。合併10周年記念のときに、市民が上映したんですね、「むかい地蔵」というのを。あれは私は非常にショックでした。市民がやった劇で、すごいすごいと評価がありましたけど、あの内容には非常にショックでした。つまり、輪中根性をテーマにしてるんですね。リアルでしたね。あんまりショックだったもんですから、その日にうちへ帰ってウィキペディアで輪中根性というのを初めて調べました。そうしたら、私が経験してきたようなことがみんな書いてあったわけです。

今まで自分が排除されたというか、市民活動からいろいろやってきたんですけど、議員になる前から。絵本の会もつくれなかったし、図書館の読み聞かせ活動も阻害されてきたし、議会に入っても一回も委員長役とか全部排除されましたし、そういう状況というのはもうそこに書かれていたとおりでした。

輪中根性というのはウィキペディアによりますと、水害から自分の住む輪中を守るために、その中での約束はかたくなるけれど、ほかの輪中の人に対しては冷ややかという排他性から、輪中根性という言葉が生まれた。岐阜県民の県民性をあらわすときによく使われるが、保守的で猜疑心の強い排他的な自己本位。その次の言葉は言いたくないですから言いません。読みたい人はウィキペディアを読んでください。こういう説明があります。

これは矛盾しているわけですね、非常に。瑞穂市というのは現状でも岐阜県で一番、日本でも何十番目かにはたしか入ると思いますが、人口がふえているまち、つまり開かれたまちなわけですよ。しかも今度の市長さんは移住定住を促進したいと、名古屋の人まで呼び込みたいと、きょう言われました。ところが、その前提になる意識ですね、皆さんの。よそ者を受け入れる意識が開かれているかという、ウィキペディアには対象地として瑞穂市が入っています。私が10周年記念のときに非常に驚いて、身につまされたわけですね、驚いて調べたらぴたりかんかんやっつと、自分の経験と。ということで非常に矛盾していると、この矛盾を、これから瑞穂市のリーダーである行政と議会はどのように埋めていくんだろうと思います。きょうはそれを探っていきたいと思うんです。今後の課題として。このことを市長にお聞きしたいです。

つまり、現状は開かれているまちなんです。非常に開かれているまちです。よそから来る人が多い。ところが意識は全部じゃないですよ、全員ではありません、もちろん。相対的にです



が、輪中根性の人たちがリードしている。リーダーとしての人はそういう人が多いと、この矛盾をどういうふうに見られるか市長にお尋ねしたいと思います。

○議長（小川勝範君） 早瀬副市長。

○副市長（早瀬俊一君） 今、輪中根性という言葉が出ましたが、この言葉の意義というのは今大体御説明されたとおりではないかと思っております。これについては瑞穂市というよりは、岐阜県そのものが本当に平たんな濃尾平野ではありますけれども、水害の常習地でありまして、どうしても自分のまち、自分の住んでいるところを守るには堤が必要だということで、それぞれ小さい堤、大きい堤をつくって自分の村を守ったというのはこれは事実だろうと思いますし、そうしたことから自分は守るけれど他の人に対しては無関心ということがどうしても出てくるだろうと思います。

また、そうしたものが私たちもそうですけれども、おやじの代、そのおじいさんの代、おばあさんの代からずうっと受け継がれてきておる分がありますので、意識はしなくても自然に身についておる分があるのかなと思ったりもすることがあります。そういうことは他の地域へ一回出ますと、そういうことを身にしてみてもわかるんですけれども、やっぱり開かれた人とそうでない方っていうのは、住んでいるところによって随分違うかなということも感ずるわけでございますが、そうした意識もだんだん薄れてきますし、ある意味ではそうしたことのないようにお互いに気をつけて、みんなで力を合わせていくという格好にしていかないと、やっぱりいいまちにならないと思っていますし、ぜひともそういうみんなで力を合わせてまちをいい方向へ持っていくんだということで進めていきたいと思っておりますので、よろしくお願いします。

〔3番議員挙手〕

○議長（小川勝範君） くまがいさちこ君。

○3番（くまがいさちこ君） 確かに薄れていくと思います。転入者が多いんですから。それから世代がかわっていきますから。けれども、まちづくりがおくれることは確かです。

議会や行政というようにまちづくりをリードしなければならない人たちにとって、早くおくれを進めなきゃいけないわけですから、自然に変わっていくだろうと手をこまねいているわけにはいきません。

ということで、次に私が問題だな、課題だなと思う現状、まず執行部と議会の話し合いの現状、それから2つ目に、議会執行部と対市民に対して、これの話し合えるかどうか現状、最後に教育大綱に関して、この3つでちょっと検証してみたいと思います。

まず執行部と議会、きょうがまさにそうですね。この一般質問の日というのは、執行部と議会というか議員たちが話し合う場だと思います。これについて答弁の仕方を、きょうは執行部に対して意見が言える日ですので、議会に対して言う日ではありませんので、これはちょっと置いておきまして、ふだん言っているいろいろ私いさかいを起こしておりますが、きょうは執行

部に対してですので、執行部と議会、議員たちのやりとりについてずうっと感じてきたことを問題にしたいと思います。つまり答弁の仕方です、執行部の。

2つ取り上げますが、1つは先ほどからというか、いつも傍聴者の方は何でみたいに思っているかもしれませんが、答弁者を指定するわけですね、議員は。しかし市長と言ってもほとんど副市長以下部長たち、ここに見えるのは部長さんたちですので、が答弁します。何か2人市長体制なのかなとかと思いますが、市長と言うと副市長が答弁しますね。この答弁者につきましては、私たちが議会の事務局からいろいろなちょっと運営上、スムーズにいかないときというか、説明するときに使われている地方議会研究所というところから出ているマニュアル本に、こう書いてあります。一般質問の項目のところですが、答弁者を指定するのが議員は通例であると。この答弁者の指定は質問議員の希望であり、議長はこれを尊重して執行機関の出席を要求している。ということは原則、指定した人にお答えをいただくと、希望していいんだよというマニュアルが書いてあるわけですが、ほとんど市長と言うと副市長が答弁するわけですが、これは一体どういうふうになっているのかと思います。

具体的に申し上げますと、12月議会の時に私のテーマは、教育長の2期8年の施策を問いただす。次の事業について総括的所感を一言お聞きしたい。経緯も何にも要らないから総括的な一言、事業について言ってくださいと言ったときに、指定した教育長さんではなく早瀬副市長があれば大月でしたか、経緯を繰り返し、私が申し上げた経緯を繰り返し、それから最後に所感はありませんと。だって、それは私は所感を求めているわけですから、副市長さんにはそれはなかったが当然だと思います。それで私が、それは当然です、副市長さんには求めていますからと言ったら、今度は教育長さんに議長さんが当てたわけですよ。私にしてみたら本当に時間の無駄ですよ。これはほかの議員さんも本当に同じ思いをしていると思うんです。だったら初めに例えば教育長さんが言って、補うことがあったらほかの部長さんなり副市長さんが言うというならまだわかるんです。でも初めに下位の人が出て、そして同じようなことを指名した人がするっていうのは、議員の質問に対して本当に時間の無駄、そして失礼であり不誠実だと思うんです、執行部としては。

議長さんは昨日でしたか、ほかの議員さんもそういう場面があったら、私は答弁書に従って全部やっておりますと言われましたので、答弁書がそうなっているんだと初めてわかりました。ということで、なぜ答弁書が指名というか指定した人になっていないのか、これを教えてください。答弁者が指名した人にならない理由、どこでどうやって決まるのか教えてください。

○議長（小川勝範君） 早瀬副市長。

○副市長（早瀬俊一君） 今、御説明がありましたようにマニュアルがございまして、一般質問の答弁者というのはあくまでも議員さんの方の要望ということが書いてあるようでございますし、そのように私も読んでおります。

よって、私どもも一般質問をいただきましてから、それぞれ部長会議の中で内容を見させていただきまして、どの担当部署で答弁するのが一番いいだろうということを協議しまして役割分担をいたします。多くは市長さんをお願いしたいということでございますけれども、詳細な内容などは担当部長のほうで答弁し、また責任を持って実行するという趣旨もありますので、担当部長のほうで答弁させていただいて、本当に総論的なこととか、最終的にはまた皆さんの御意見に従って市長が答弁させてもらうということで決めておりますので、できる限りそれぞれの担当部署で答弁させていただいてというふうには考えておりますが、そういうふうにして今進めております。

〔3番議員挙手〕

○議長（小川勝範君） くまがいさちこ君。

○3番（くまがいさちこ君） 反対じゃないですかと思います。たしか県議会を傍聴に行ったときに、知事の答弁をと言うと知事さんが総論的なそれこそ所感を言って、詳細は担当から答弁させますと言って後からですよ、私はあれのほうはその質問者の意に沿う形だと思うんですよ。ですから、6月議会からはそれを検討していただきたいと思います。

それから今度は答弁書の内容です。これも12月議会でしたが、私が12月議会の一般質問の最後に市長にこういう質問をしました。これは通告もしてあったわけですが、新しい教育長にはどういう人がふさわしいとお考えですかと。そうするとこのときは市長がお答えくださったんですが、新しい教育長が誰かはお答えできませんと。それは聞いておりませんと私は言ったんですね、誰か聞いておりませんと。どういう人がふさわしいとお考えですか、通告もしてありますと言ったら、通告書をつくってあったんですか、それに従って読んでしまいましたというふうなことを言われたんです。

つまり、このときに私はそれは通告してあったんですが、ほかの方も瑞穂市は一問一答、1つ質問したら1つ答えていただくという方式を採用していますので、1人の方の中でも、最初と最後では通告がしてあっても議論は先に先に行っちゃいますよね。

それからもう1つ、私のように一般質問が後になる者は、私じゃなくても後になる人は同じようなことをもう前の議員さんが聞いていて、執行部が答えている場合がありますよね。そうすると議論はその先に進むわけですよ。何々議員に対してこのように答えられましたがと言ってその先に議論を進める場合があるわけです。ですから、答弁書をもうつくってあると思うんですけど、それを棒読みするっていうのは合わなくなってくるわけです。場合がある。それはそこで臨機応変にやっぱり判断してやらなきゃいけないと思うんです。それでなければちょうちょうはっしとした、年に4時間しかないんですから私たちには。1回に1時間しかない、年に4時間しかない真剣勝負の場です。それをそういうことに時間を使われると、私たちは通告したことが全部できないと議長さんから随分厳しい御叱責を受けます。時間内に終わってくださ

いって。でも、議長さんというのは私たちの代表ですから、本来は執行部に対して議員が全部終わるように執行部の人はもっとまとめて、いつも私は最初に申し上げますが、簡潔明瞭、的確に答えなさいと、本当はそちらに注意していただくべきものだと思うんです。そういう場面がありませんでしたからきょうは私が申し上げます。

ということで、この答弁書を一応つくられるのはもちろんいいと思うんですけど、一問一答に従い、そしてテーマが何人かが同じ方が議員がした場合には、議論は先へ先へ進むわけですから、その答弁書を事細かに読み上げるというのは非常に時間の無駄だと思いますが、この改善については、どのように今後お考えかをお聞きしたいと思います。副市長にお願いします。

○議長（小川勝範君） 副市長。

○副市長（早瀬俊一君） ただいまの件でございますけれども、私どものほうも答弁する際にはできる限り臨機応変にということで進めているとは思ってはおりますけれども、やはり一問一答ということで細かく質問していただいて、それにできるだけ簡単に答えると、皆さんの御意見を長くいただいて私たちが短く答えると、そういう格好が一番いいかと思っておりますので、そうしたルールにつきましても今後きちっと見直すなりしまして、傍聴の方にわかりやすく進められるように、またお互いに研究をしていったらどうかと思っております。

〔3番議員挙手〕

○議長（小川勝範君） くまがいさちこ君。

○3番（くまがいさちこ君） 以上が執行部とそれから議会、議員たちの話し合いを今後もっと効率的に、そして政策について一層を議論を深めるためのやり方に改善していこうではありませんかということでした。

次に、2つ目として市民との話し合い、これも非常になれていないと思います。市民との話し合いは、ここでは原則公の場で話し合うということにします。個人的に話し合うんじゃない。

最近、ワールドカフェとかいろんな場を随分設けるようになってきたのは非常に前進だと思いますが、もっとシビアな問題について政策的なこと、これをどう進めるかになると、これが一向に改善されていないように思います。

一番いい例は下水道の処理場の問題です。もう丸4年計画から過ぎました。なぜこんなに進まないのかと思うわけですね。私の前に10人の議員さんたちが下水道のこともやりましたが、私が今現在思うのは、この市民の声を聞くというか、市民とコミュニケーションをする場合、話し合う場合に、話し合い、コミュニケーション、議論をする場合にやっぱり一番大事なものは自分の言いたいことをまず言うのではなくて、相手が何を望んでいるのか、何を考えているのかと、その方がどういう方なのか、人間って一人一人違いますので、やっぱり人を見抜くという言葉がございまして、その2つが必要だと、私は今自分の手に結論として持っています。

私も議員活動をするときに随分ふなれな中で、市民のお一人お一人と話をするという経験を10年してきましたので、支援団体が一つもない中で、お一人お一人と話をすることをこつこつやってくる中で私がそういうことを手にしたんだと思うんですが、例えば具体的などころに話を進めますが、現在処理場建設の該当地ですね、候補地は現在のところ公の場で当事者の声を聞いてほしいと、こういう要望を持ってみえます。請願といって、議員を紹介議員にして議会にその要望を出されました。請願が2つ出たわけですが、私はその1つの紹介議員になってこれを伝えたわけです。その当事者ですね、該当地は公の場で当事者の声を聞いてほしい、聞いてくれるならば、二度と処理場候補地にはならない、断固反対、絶対反対を取り下げる用意もあると。そこまで譲歩して今までに比べれば、それも言われて私も確認して、それならばと言って私も引き受けて、それを再三議会の中で伝えたわけですが、請願は不採択となり、請願者には今は皆さんの声を聞く時期ではない採択ですという答えが、文書が向こうへ届けられました。だったらいつになるのかということもなく、却下ですね、全面却下みたいな文書が届けられたわけです。

だから本当に議会は、例えば選挙が終わったら次の人に引き継いで考えたいとか、一日忙しい中ですけどやってみましょうかとか、そういうことも全然なかったですね。ということで、最後の下水道推進特別委員会では、行政がそういう場を行政に設けてもらったらいんじゃないかという話になったと思いますが、これに対してはどうですか、行政としてはまちづくり基本条例にはいろんなやり方が書いてありますよね、そういう場を設ける。行政の場がそういう場を用意するということについては、その後話し合っていらっしゃいますか。相手の言い分、考えていることに、虚心坦懐にです。こっちの言いたいことだけ言わない、説明を聞いてくれとも言わない、どういうことを考えてみえるんですかと、まず聞きおくと、この場をつくらなきゃいけないと思うんですが、行政の場はこれに関して今どのような状態になっているでしょうか。

○議長（小川勝範君） 梶浦環境水道部長。

○環境水道部長（梶浦 要君） ただいまのくまがい議員の御質問にお答えさせていただきます。

下水処理場用地に関しては、さまざまな御意見があることは十分認識をしております。今の段階で一番大切なことは、処理場用地の地元の方、地権者の方々などの御意見を直接お聞きすることであると考えています。今日まで直接お会いできなかった方や、今までの御意見を言う機会がなかった方など、より多くの方の御意見を伺いたいと考えています。もちろん反対の御意見の方もいらっしゃることも認識しております。しかし、なぜ反対なのかなどその理由や直接関係者からお聞きすることが、より多くの意見を反映できることではないかと考えております。

これらの意見などを踏まえた上で今後の対応を検討していきたいと考えております。

[3番議員挙手]

○議長（小川勝範君） くまがいさちこ君。

○3番（くまがいさちこ君） だから4年もたつんですよ、ということがわかりませんか。これで5年目もだめですよ。

相手が言っていることになぜまず耳を傾けないんですか。言っていないことを何でやるんですか。非常に不思議です。これが瑞穂市のやり方ですよ。よくわかっています私、瑞穂市のやり方、私も随分そういう目に遭いましたから。こっちの言うことは全然聞いてもらえない、向こうからだけ一方的に言われるわけですよ。非常に不思議でしたね。先ほどもどなたかの議員さんが下水のことを聞きましたね。そうしたら梶浦部長がまず耳を傾ける、お聞きすることから始めたい、ええっ、そうなるんだと思って聞きましたらその後こう言われましたね、バスを借り上げて他市町の処理場を見に行っておいがないことを確認してもらう、そこの住民に。これが1つ目。

2つ目は新年度予算の使い方ですよ。計画を申請する、県にね。

3つ目、一人でも多くの地権者と話し合いを進めたい、この3つをやっていきます。向こうがこういうことをしてくれと、一銭もかかりませんよね、話を聞くだけなんですから。それをやらないで、それに応じないで予算をつけてこうしたい、ああしたいって、これを分断化政策といいます。切り崩しといいます。沖縄はずうっとそういうことをやられたわけですよ、原発もそうですよ。切り崩すんですよ、決定権を持っている人は権力で。だって、下畑自治会の総意で要望書が出ていることに何で答えないんですか。もう一回お答えください。これは市長にお答えください、総論で。市の姿勢が問われていますから。

○議長（小川勝範君） 梶浦環境水道部長。

○環境水道部長（梶浦 要君） まず地元の方、それから地権者の方にお話しするというのが公平な立場で、情報が行き届いていないところについては、まずお話を聞くことと、それから私どもの意見もその後に述べさせていただくということで、まずは御意見を聞きに上がるということで、ことしの1月14日の日に私どもから自治会のほうへ、おわびと話し合いについてということで文書を出させていただきました。その回答があくまで白紙撤回ということでございましたので、今後公の場で話し合いの場を設けるとするのは、今この地権者及び地元の方のところとの話し合いがまず一番だということで、その後に考えていきたいと考えております。

[3番議員挙手]

○議長（小川勝範君） くまがいさちこ君。

○3番（くまがいさちこ君） 順番が違えばだめなんです。順番はすごく大事です、人間関係で。順番が違えば不信感を買います。混乱するだけです。長引くだけです。

この今のやり方というのは誰が決定しているんですか。どこで決定されているんですか。課

ですか、部ですか、それとも市長、副市長、どの段階ですか。

○議長（小川勝範君） 梶浦環境水道部長。

○環境水道部長（梶浦 要君） 当然、市長、副市長も含めて検討してまいりました。

〔3 番議員挙手〕

○議長（小川勝範君） くまがいさちこ君。

○3 番（くまがいさちこ君） ですから、市長、副市長が答えなきゃいけないんですよ。

順番が違います。分断化政策、切り崩し政策、不信を買うやり方、順番が違えばだめなんですよ。なぜ向こうが言っていることを先にやらないんですか。責任者が答えてください。

○議長（小川勝範君） 市長 棚橋敏明君。

○市長（棚橋敏明君） 最初から私がお答えすればよかったのかもしれませんが、まず公の場で私の意見を言ってみたい、また言わせてくれということで、正直率直なことを申しまして豊田自治会長さんからお聞きしておりますし、なおかつ豊田自治会長さんはせんだっての下水道推進特別委員会及び議員の方々の前でお話をしたいということで、当初言ってこられました。

それからその後、私どももせんだっての下水道推進特別委員会がございまして、その後に私のほうから、とにかく今議会中でございますので、その後メールがございました。ちょっと余りにも下水道推進特別委員会、話もできなかったようなことはメールがあったと思います。その後私のほうから、一度いずれにしましても今議会の開催中でございますので、議会が終わったら一遍ちょっとお会いしたいもので、よろしく願いいたしますということで御連絡させていただきまして、それに対する御返事も頂戴しております。

ですから、今月中に一度とにかくお会いしまして今後のこと、さまざまなこと、それと同時に地権者の代表の方がせんだってお亡くなりになられまして、新しい地権者の代表の方が就任されたようなこともあるみたいでございますので、そういったことも踏まえまして一度、豊田自治会長さんとお会いするお約束が今月中にしてございますので、まずそのようなことだけ御報告申し上げます。今のところは、お会いするという約束のところまでしか御報告できる段階ではございませんので、それから以降はまた新しいことが御報告できるかもしれませんが、今の時点ではさまざまなこととお話しする段階ではございませんので、今月中にお会いすることだけ御報告申し上げます。

〔3 番議員挙手〕

○議長（小川勝範君） くまがいさちこ君。

○3 番（くまがいさちこ君） 細かいことは聞いておりません。

瑞穂市が、下水道処理場該当地がこうしてくれと、公の場で話を聞いてくれと請願まで出されたんですから、そして議会はこれを取り上げなかったわけですから、今度は行政がしたらどうかという話し合いは出ましたね、下水道推進特別委員会で。その後どうなっていますかと聞

いているんです、その話が。つまりやっていないということですね。市はそれをどうするかという話し合いはやっていないということによろしいですか。

○議長（小川勝範君） 梶浦環境水道部長。

○環境水道部長（梶浦 要君） ただいまの御質問ですけれども、公の場での声を聞くということについて、その中身については白紙撤回という条件の中で、どのように考えてみえるという中で公の場を望んでみえるのかということはまだわかりませんので、そのことを直接自治会長さんとお話をしてそれから進めていきたいということの計画でおるということで今までは進んできております。

〔3番議員挙手〕

○議長（小川勝範君） くまがいさちこ君。

○3番（くまがいさちこ君） どうしてわかんないんですか。

下水道推進特別委員会の請願の場に、部長さんも皆さん見えていますよ。そういう要望だったじゃないですか。<sup>※</sup> \_\_\_\_\_、 \_\_\_\_\_、 \_\_\_\_\_。私ね、これ本当に感じているんです。頭の中に余りに視野の広さがない。自分たちに対して批判やら異論を言う人は受け入れないんです。使える人だけ使うんです、市民の中でも。それから相手を見る。その当事者の方は地元の人ではないということも聞きました。そう言われているということも。びっくりしましたね、私。あの人は地下（じげ）の人じゃないそうだと、これが出回っているんですね。驚きました、輪中根性ですよ。もうそんな時代ですか、瑞穂市。分断政策なんて、今こんなちっちゃいまちで何をやっているんですかと。

話をどうして聞けないのか私には全然理解できません。私自身はずうっとそういう場にいましたから、そういうことをされるのはわかりますよ。それが瑞穂市のやり方だっているのは重々経験しましたから。だけど、ここはもう前へ進んでいただかなくては困ります。そういう経験をしたよそ者の私が議員になった意味がここにあるんです。そういう方の代弁をしたい。

もう、よそ者の市民のほうが多いと思いますよ。そうしたら批判もするでしょう、異論も言うでしょう、人間も違うと思いますよ。私、たびたびここで随分ずけずけと、びしびしと批判をしますが、あんたはよその人だからそんなこと言えるんやって何人から言われたでしょう。地元の人じゃそこまで言えんって言われました。そうやって嫌われてきました。悪評高い、くまがいです。もういいです。

やっぱり瑞穂市に変わっていただきたい。いいまちづくりをしていただきたい。ここを変えていただかなければ進まないですよ、下水も、駅前のことも、待機児童も教育も。まちを変えるのはよそ者、若者、ばか者だという言葉はもう皆さん御存じだと思います。このことについてどう思われますか。お聞きしたいです、トップのお2人に。

○議長（小川勝範君） 早瀬副市長。

※ 後日取り消し発言あり



○副市長（早瀬俊一君） 今、下水のお話があり、ほかのお話がありましたけれども、下水道につきましても、これにつきましてもいろいろな方と御相談をせないかん部分がたくさんあるかと思いますが、進め方の中にやはりある程度予定地が決まった時点で、やっぱり地域の皆さんの御意見をしっかりと聞く場というのがなかったのではないかなということは私も思っておりますし、そうした場をどのようにつくるかということは十分に検討していく必要があるかと思っております。

いろいろな事案につきまして、やっぱり先ほども言いましたけれども、課題をしっかりと明示し、それでどうするかということを含めていくという格好にしていけないといかんと思っておりますので、私どももできる限り早い時期からいろんな課題を出して、それでまた市民の皆さんに混乱のないように、いろんな仕事を進めていく必要があるかと思っておりますので、よろしくお願ひします。

〔3番議員挙手〕

○議長（小川勝範君） くまがいさちこ君。

○3番（くまがいさちこ君） 確認します。使える市民だけ使わない。地元の人だからといって安心して登用しない。批判をする人、よそ者の人、耳に痛いことを言う人の意見もしっかりと深い心で受けとめてください。深い心が必要です。広い視野の頭が必要です。自分を磨いていただきたい、執行部には。

さっきから向こうで、あの中の何人が地元出身者かなって考えていました。ちょっと私、御住所を知らない人も見えますね。多分こっち側の人半分は地元ですよ、こっち側も半分は地元じゃないですか。もっと見えるかわかりません。この真ん中の3人は全部地元ですよ。本当に地元の人なんですよ、仕切っている人は。議員のほとんどは地元じゃないですか。

○議長（小川勝範君） くまがい君に申し上げます、質問してください。

○3番（くまがいさちこ君） 質問です。よそ者、若者、ばか者の話をしているんです。

○議長（小川勝範君） その内容は質問と認めません。

○3番（くまがいさちこ君） 遮らないでください。

○議長（小川勝範君） 質問してください。

○3番（くまがいさちこ君） 質問です。質問の前提になることを言っているんです。

○議長（小川勝範君） 早く質問してください。

○3番（くまがいさちこ君） 遮らないでいただけますか。

○議長（小川勝範君） あと11分です。

○3番（くまがいさちこ君） 権限逸脱ですよ。11分もあればいいじゃないですか。

○議長（小川勝範君） あと1問残っております。スムーズに運営します、どうぞ。

○3番（くまがいさちこ君） 権限逸脱です。私がオーバーしたことがありますか、やらなかつ

たことがありますか。余計な要らないお世話です。これも輪中根性ですよ、自覚してください。自分で自覚しない限り直りません。瑞穂市のリーダーとして自分と向き合っていたきたい。

もう1つ、今の下水道の前進しないことを言いますが、これだけ話を聞いてほしいというのが出ているにもかかわらず、それはせずに周辺整備を申し出ましたね、市は。撤回されましたね。だから分断、切り崩し、そして向こうが要望することはやらないで、要望していないことを差し出すと、これについてはいかがですか、市長。

○議長（小川勝範君） 市長 棚橋敏明君。

○市長（棚橋敏明君） 率直にですね、高さそれからパース図の件もございますので、高さですね、水害に対してどうかということが事前にございました。高さをどのようにしたらいいのか、ここは一番水害の集中する、一番南の場所だということで、先方さんも非常に心配しておられましたもので、ここは確かに低いけど高くもします。

それと同時に、いろんなことでこういったところに牛牧小学校自体も今生徒数がふえてきていますから、このエリアでやはり大きくしていきたい。牛牧小学校の問題もありますからということはお答えした次第でございます。決して、くまがい議員がおっしゃられるように悪意で申したことは一つもございません。

〔3番議員挙手〕

○議長（小川勝範君） くまがいさちこ君。

○3番（くまがいさちこ君） だからわかんなくなっちゃうんですよ、悪意で言ってないから。悪意っていうのは、もう意識してやっているんです。でも、善意でやることは全然意識しないでやっちゃうんです、悪い結果になるようなことも。だから怖いんです。

順番がやっぱり違いますよ。そのことを高さ云々の話より、向こうがしてくれということなぜ耳傾けて、そのことについて話し合えないのか。それをするかしないか、まずそれをやっていただきたいと思います。いかがでしょうか、話を聞く場を設けるということについて。

○議長（小川勝範君） 梶浦環境水道部長。

○環境水道部長（梶浦 要君） 先ほどから申し上げますとおり、まずは地元それから地権者の方々の御意見を聞いて、その後に公の場を設定させていただきたいと考えております。

〔3番議員挙手〕

○議長（小川勝範君） くまがいさちこ君。

○3番（くまがいさちこ君） 傍聴者の方も、ああこれが瑞穂市のやり方なんだと、くまがいさんが何を怒っているのか御理解していただける方がまた何人かふえたと思います。こういうやり方なんですよ、相手が言うことは、異論や批判をする人の言うことは聞かない。自分たちのやりたいようにやる。権力者ですからね。そこを直さない限り、いいまちづくりはできないということをお伝えしておきます。私これで議員終わりですので。

3つ目です。今度、教育の法律が変わりまして教育大綱をつくることになりました。教育大綱というのは、教育の基本理念です。これが最初は教育立市瑞穂でしたが、これはおかしいと言ったら直して長くして、その最後がこのように結ばれています。瑞穂を愛し、瑞穂を誇りに思い、瑞穂の活力となる人づくりを目指すともまとめられています。どうして瑞穂、瑞穂、瑞穂なんですか。ふるさとして書くなりいいと思いますよ、ふるさとを愛しとか。私のふるさは瑞穂市じゃないし、私は瑞穂市で育ってもいません。私が一番愛しているふるさは自分が育ったところですよ、瑞穂市ではありません。ふるさとして、愛しているのは。瑞穂市の愛し方はまた別の愛です。そういう想像力もないのかなと思います。

移住定住者が多いまちということは、瑞穂市以外がふるさとという人が多いということです。それを考えないんですか。こういうことを言われると、瑞穂市以外で生まれて育った人は疎外感を持ちますよ。私は少なくとも非常に持ちます。持たない人ももちろんいるでしょうけど。そこまで全然想像力がないということです。

ちなみに、ほかのまちの教育大綱も、可児とか各務原とかまちの名前をくつつけるんですが、これ最後ですよ、全部。岐阜市は夢と希望に満ちた未来とか、可児市は日本一子供の心に寄り添えとか全部そういう、つまり理念というのは辞書を引くところあるんです。物事のあるべき状態についての基本的な考え。ある物事についてのこうあるべきだという根本の考えなんです、理念は。だから瑞穂市を愛し、瑞穂市を誇りに思い、瑞穂市の活力となる人づくりというのはあるべきことじゃないでしょう。瑞穂市に限定しているじゃないですか。どうして市長と教育委員会が話し合っただけでこんなことしかできなかったのか。これも私は輪中根性があるからだと思えますよ。

どの人からも、移住定住した私のようによそ者の人からも受け入れられるような、よそから来てここで子供を育てる人からも受け入れられるような、ふるさとを別のまちに持っている人からも受け入れられるような基本理念が必要だということです。このことについてお答えください。

○議長（小川勝範君） 森企画部長。

○企画部長（森 和之君） くまがい議員の御質問に簡潔にお答えをいたします。

現在、地方自治体に求められているのは地方への定住移住を多面的に進める仕組みづくりということになっています。地域の特性や資源、課題を的確に把握し、多面的な政策を策定することです。これからの人口減少社会に向けて瑞穂市、地域における担い手を育てること、これが小学校・中学校において、この地域で生きることに関心を持って誇りと自信を持ち続けることができるようなこととして教育大綱に込められています。

第2次総合計画では地域づくりを重点に置き、地域づくりは人材育成、担い手育成に行き着くものというふうに考えています。くまがい議員がおっしゃられるように、瑞穂市以外の方を

ほかから来た人を、新しい市民の方を受け入れないということでは決してございません。グローバルに活躍する人づくりを行わないというものでもなく、自分自身が選択できるまち、瑞穂市が選択できるようなまちというふうに考えておりますので、御理解していただけるようお願いをいたします。

[3番議員挙手]

○議長（小川勝範君） くまがいさちこ君。

○3番（くまがいさちこ君） 教育大綱というのは市長と教育委員会が協議してつくるもの、事務局が企画財政ということはわかっています。どうしてそこに事務局が出てきて説明するんですか。市長と教育委員会どちらかが説明すべきものでしょう。だから、きょうずっとやってきたことがやっぱり違っているんだなということがよくわかりますね。通告で指定した人も答えないし、市民の言うことに耳もかさないし。これを課題として行政側は新年度、取り組んでいただきたいです。

総合計画はソフトな部分じゃなくて、橋をつくるとか公園をつくるとかそういうことがいっぱい書いてありますけれど、やっぱり意識改革が必要だと。広い視野の頭と批判、異論を言う市民も心の底深く受け入れる執行部になっていただきたいと願いを込めて終わります。

○議長（小川勝範君） 以上で、くまがいさちこ君の一般質問を終わります。

本日、傍聴者の皆さん方、早朝から傍聴していただき厚く御礼申し上げます。

---

#### 散会の宣告

○議長（小川勝範君） 以上で、本日予定しておりました一般質問は全て終了いたしました。

本日はこれで散会をいたします。

散会 午後3時58分